

DISCLOSURE

 **みなみ筑後のご案内**

ディスクロージャー誌 2012

目 次

I. ごあいさつ	1	VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
II. 組合の沿革・歩み	2	1. 決算の状況	
III. 経営方針		◆貸借対照表	28
1. 経営理念	2	◆損益計算書	30
2. 経営方針	3	◆注記表	32
IV. 概況及び組織に関する事項		◆剰余金処分計算書	50
1. 業務の運営の組織		2. 財務諸表の正確性等にかかる確認	51
◆組織機構図	4	3. 最近の5事業年度の主要な経営指標	52
◆組合員数及びその増減	5	4. 利益総括表	52
◆出資口数及びその増減	5	5. 資金運用収支の内訳	53
◆組合員組織の概況	5	6. 受取・支払利息の増減額	53
◆地区一覧	6	7. 自己資本の充実の状況	54
◆職員数	6	VIII. 直近2事業年度における事業の実績	
2. 理事及び監事の氏名及び役職名		1. 信用事業	
◆役員一覧	6	◆貯金に関する指標	63
3. 事業所の名称及び所在地		◆貸出金に関する指標	63
◆店舗一覧	7	◆為替	66
V. 主要な業務の内容		◆有価証券に関する指標	66
1. 全般的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕	8	◆有価証券の時価情報等	67
2. 各事業の概況〔活動・実績〕		IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標	
◆信用事業	8	1. 利益率	67
◆共済事業	11	2. 貯貸率・貯証率	67
◆経済事業	13		
◆営農指導事業	13		
VI. 事業活動に関する事項			
1. 事業活動のトピックス	14		
2. 農業振興活動	16		
3. 地域貢献情報	16		
4. 情報提供活動	16		
5. リスク管理の状況			
◆リスク管理の体制	17		
◆金融商品の勧誘方針	23		
◆個人情報の取扱い方針	24		
◆情報セキュリティ基本方針	26		
◆内部監査体制	27		
6. 自己資本の状況			
◆自己資本比率の状況	27		
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実	27		

(注) 記載した計数は、単位未満を切り捨てて表示しておりますので、合計と合致しない場合があります。

I. ごあいさつ

日頃より皆様方には、当JAの各事業活動にご指導、ご協力を賜り役職員一同厚くお礼申し上げます。本年もここに当JAの業務内容、活動状況をご紹介するため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。この小冊子により、当JAに対するご理解を一層深めていただき、また、当JAのサービスをご利用いただくための一助となれば幸いに存じます。

さて、我が国を取り巻く農業情勢は、TPP（環太平洋経済連携協定）参加交渉に向けた動き、農産物価格の低迷による農業所得の減少、農業者の高齢化、農業後継者の不足等、将来の農業存続も憂慮される諸問題を抱えています。このような中、国では新たな農業施策として「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策として、「人・農地プラン」（地域農業マスタープラン）の作成等、持続可能な力強い農業を実現するため、将来の日本の農業を支える人材確保、農地集積の加速化、6次産業化の推進等を進めて行くこととしています。

当JAでは、めまぐるしい農政の変化に適応し、地域農業の振興と健康で豊かな暮らしと平和で住みよい地域づくりの実現を目指し、「第4次JAみなみ筑後地域農業振興計画（平成24年度～平成26年度）」を策定し、次世代につなぐ担い手の育成、地域農業の活性化、農業所得の向上を基本目標とし、組合員皆様の声を幅広く取り入れ、地域の希望となるよう農家とJA、行政、関係機関と連携して計画を実践してまいります。

平成23年度の事業実績につきましては、本年度も出資配当や自己資本充実等の剰余金処分案をご提案することができました。これもひとえに組合員の皆様のご理解とご協力の賜であると深く感謝申し上げます。

これからも組合員の皆様の負託に応えるため、役職員一丸となって第4次JAみなみ筑後地域農業振興計画の実践による組合員所得の拡大や、組織機能の再構築による組合員・利用者満足に取り組む所存でございますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、組合員の皆様のますますのご活躍とご健勝をご祈念申し上げ、ごあいさつといたします。今後とも、ご指導・ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。



平成24年7月

南筑後農業協同組合
代表理事組合長 徳永 重遠

II. 組合の沿革・歩み

平成7年4月1日に、旧瀬高町、旧山川町、旧高田町、大牟田市の4JAが合併し、南筑後農業協同組合（本所 旧瀬高町、現在のみやま市瀬高町）として発足しました。

平成 7年 1 1月	瀬高ナス集出荷施設竣工式
平成 8年 1月	トマト・いちご集出荷施設落成式
平成 9年 1 1月	瀬高町なす部会 天皇杯 受賞
平成10年 8月	山川みかん選果場選果機導入落成式
平成11年 5月	堀切営農集団組合 県知事賞 受賞
平成12年 3月	真空予冷・保冷施設竣工式
平成13年 1 2月	大豆乾燥調整施設竣工式
平成14年 9月	山川選果場みかん集出荷施設竣工式
平成14年 1 0月	支所統廃合（24支所1出張所から15支所へ）
平成16年 7月	デイサービスセンター「めぐりの郷」オープン
平成16年 9月	高田東部支所新事務所オープン
平成17年 6月	農産物直売所「卑弥呼の里」リニューアルオープン
平成18年 1 1月	JA直営の農産物直売所「花野果館」がみやま市高田町にオープン
平成19年 1 0月	大牟田グリーンセンター施設建設起工式
平成20年 1 0月	ゆめタウン大牟田食料品売り場に花野果館の常設コーナーを設置
平成21年 5月	Aコープ山川店リニューアルオープン
平成23年 2月	アスパラガス選果機竣工式
平成24年 3月	瀬高カントリーエレベーター機能向上対策工事竣工

III. 経営方針

1. 経営理念

◆経営理念

JAみなみ筑後は、組合員・地域住民とのふれあいを大切に豊かな「大地」を守り、社会の変化に即応した農業経営基盤を確立し未来にむけて「めぐみ」ある事業に取り組みます。

◆行動基準・指針・職員の役割

- 一. 組合員と地域住民から信頼され、期待に応えうる職員になります。
- 二. さわやかな笑顔とあいさつで明るく接します。
- 三. 常に組合員につくす奉仕の心を忘れずに行動します。
- 四. 常に研鑽に努め、職務に必要な知識・技能の向上を図ります。
- 五. 地域づくりに積極的に参加します。

2. 経営方針

景気低迷と少子高齢化、T P Pの問題等、日本経済が大きな転換期を向かえるなか、農業・農村の厳しい環境変化に対応しつつ、将来にわたり組合員の負託に応え、地域社会づくりに貢献できるJ Aづくりをめざすため、営農指導を柱とした総合的な事業を展開します。

また、組合員満足および顧客満足を高めるとともに経営の安定を図るため、J Aが行う全ての業務内容について利用者ニーズを重視し、本・支所・事業所の再構築を進めます。

◇営農事業基本方針

平成24年度より実施するJ Aみなみ筑後第4次地域農業振興計画については、第3次の反省点・問題点の改善を図り、本年度においても、営農指導の強化・生産コスト低減・園芸品目の普及拡大に取り組み、農家所得の向上を目指します。

また、地域水田農業ビジョンの実践については、営農組織・個別経営体『担い手』の育成支援を行い、営農組織の法人化を進め、地域農業の維持拡大に努めます。

今後も、営農指導販売体制の強化を図り、営農総合センターを拠点に、県・市・普及指導センターの関係機関等との連携を行い地域農業振興の実践に取り組みます。

◇経済事業基本方針

国内農業は、農家戸数の減少と生産者の高齢化や国の政策誘導に伴って、一農家当たりの経営規模の拡大は進み、担い手や農家組織への対策強化が急務となっています。

また、農業生産コストの高止まりにより農業経営は厳しい状況が続いているなかで、生産資材の予約購買の徹底によりコスト低減を目標に、組合員の皆様に信頼される安全・安心をモットーに、J A利用率向上に努めます。

燃料事業については、現在の東山給油所を廃止し、瀬高給油所に一体化した量販型のセルフ給油所を新設し利用客の増加を図ります。

◇金融共済事業基本方針

金融事業については、J A組織基盤の中核である正組合員の高齢化・減少が進むなか、利用者基盤の維持・拡充を図るために、相談機能を発揮し、J Aの信頼性を高め、「地域住民から愛され、信頼されるJ Aバンク」を目指します。

共済事業については、J A共済を取り巻く環境の変化等、厳しい環境の中、将来に渡る安定的な事業基盤の維持拡大を図るため、「基礎づくりの推進活動」と「推進力の再整備」に取り組み、保障点検活動に基づく「ひと」「いえ」「くるま」の3分野加入世帯の確保と新規加入世帯の拡大に向けた取り組みを展開していきます。

◇総務事業基本方針

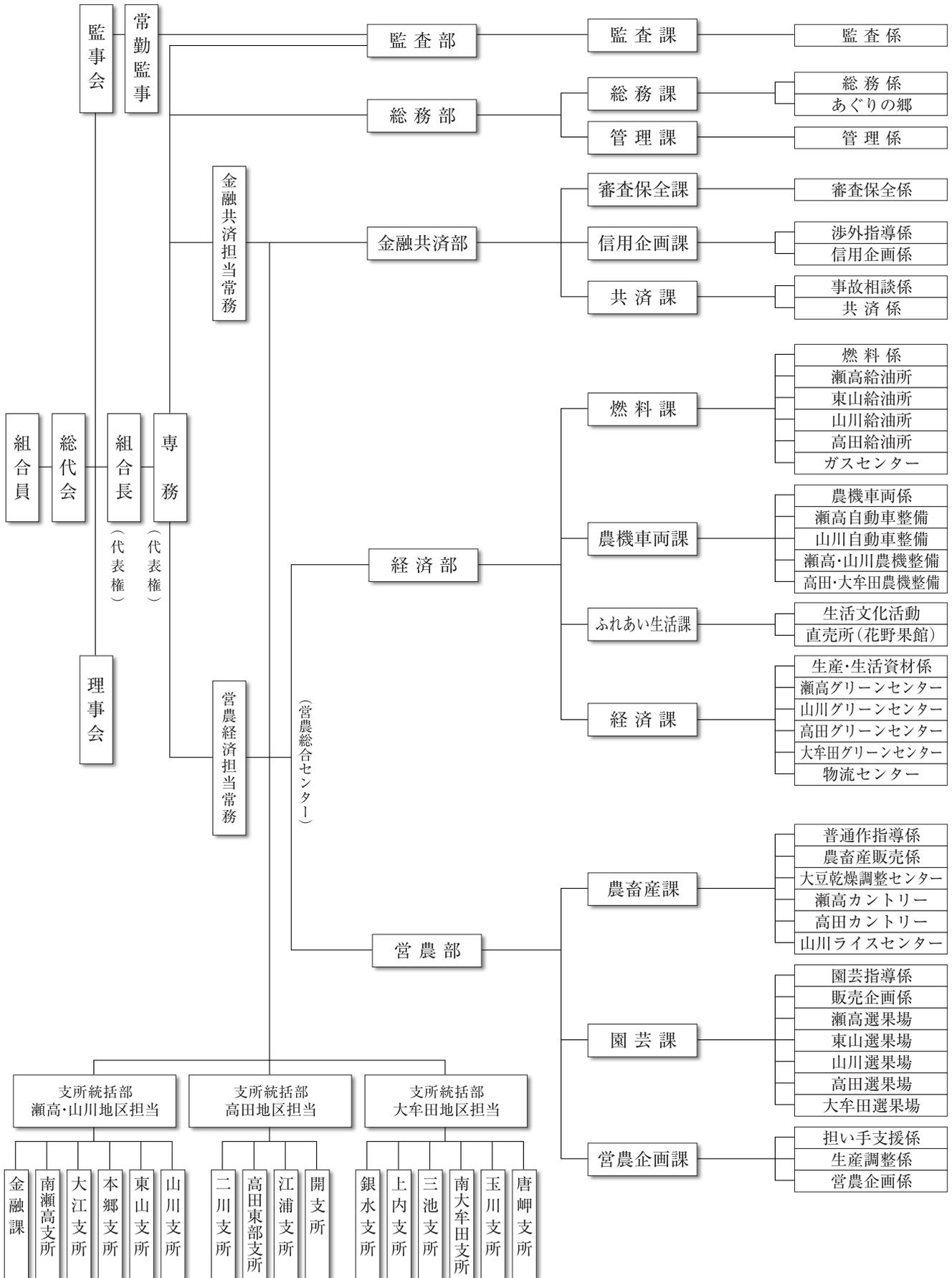
今後のJ A経営にあたっては、組合員及び利用者のニーズと現状に適合した事業展開とともにコンプライアンス経営を徹底し、地域での存在意義を高めます。

また、J Aの事業経営を担う人材・リーダーの育成のための体制づくりや研修会の実施、ならびに組合員経営支援やJ A経営の高度化に貢献できる情報システム構築に取り組んでいきます。

IV . 概況及び組織に関する事項

1. 業務の運営の組織

◆組織機構図（平成24年4月）



◆組合員数及びその増減

(単位：人)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
正 組 合 員	5,534	5,468	△66
個 人	5,531	5,463	△68
法 人	3	5	2
准 組 合 員	6,464	6,468	4
個 人	6,323	6,324	1
法 人 等	141	144	3
合 計	11,998	11,936	△62

◆出資口数及びその増減

(単位：口)

区 分	平成22年度	平成23年度	増 減
正 組 合 員	1,425,655	1,411,684	△13,971
准 組 合 員	524,887	525,056	169
小 計	1,950,542	1,936,740	△13,802
処分未済持分	10,591	8,949	△1,642
合 計	1,961,133	1,945,689	△15,444

(摘 要) (1) 出資1口金額 1,000円

◆組合員組織の概況 (平成24年4月下旬に確認できたものを表示しています。)

農 事 組 合	代 表 者 名	構 成 員 数	部 会 名	代 表 者 名	構 成 員 数
瀬高地区農事組合	武藤 正司	1,483	東山たけのこ部会	森 勇	25
山川地区農事組合	坂梨 光芳	547	山川ブドウ部会	木下 龍一	39
高田地区農事組合	今村 勝次	1,121	山 川 筍 部 会	松尾 文雄	115
大牟田地区農事組合	池松 厚生	1,128	高田とまと部会	富重 正幸	13
農 事 組 合 計		4,279	大牟田筍部会	上原 弘	240
組 織 名	代 表 者 名	構 成 員 数	大牟田ブドウ部会	平野 築	57
青 年 部	松尾 一則	75	柑 橘 部 会	永野 正氣	409
女 性 部	跡部 美和	843	キウイフルーツ部会	佐藤 康孝	56
年 金 友 の 会	武藤 義美	7,814	グリーンアスパラガス部会	桑野 徹男	37
JAみなみ筑後青色申告会	江崎 弘	432	い ち ご 部 会	久富 進	87
組 織 合 計		9,164	す も も 部 会	松尾 隆徳	104
部 会 名	代 表 者 名	構 成 員 数	イ チ ジ ク 部 会	大内田 貞幸	25
瀬高高菜部会	井上 正光	44	花 き 部 会	杉本 健康	30
瀬高なす部会	鬼丸 眞澄	248	レ タ ス 部 会	安陪 詔生	6
瀬高町セルリー部会	坂田 修二	28	トウモロコシ部会	安陪 詔生	23
瀬高キュウリ部会	釘嶋 房男	8	和 牛 肥 育 部 会	久富 弘将	7
もち米部会	大木 実	104	部 会 合 計		1,705

3. 事業所の名称及び所在地

◆店舗一覧

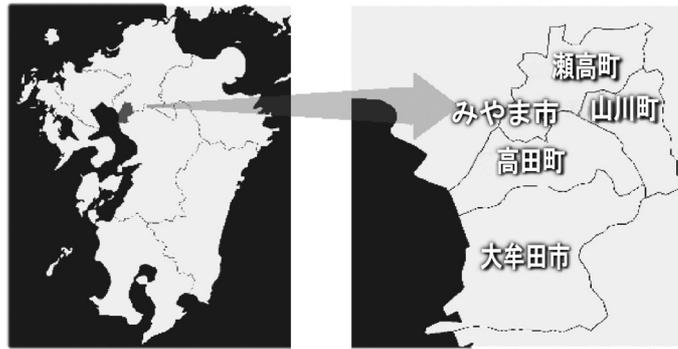
(平成24年7月現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	みやま市瀬高町下庄774-1	(代) 63-8800	1台
営農総合センター(営農部・経済部)	みやま市高田町濃施362	(代) 22-5722	
花野果館(直売所)	みやま市高田町濃施21-1	(直) 64-5566	
あぐりの郷(デイサービスセンター)	みやま市高田町原1080	(代) 64-5532	
南瀬高支所	みやま市瀬高町太神1325-7	63-2241	1台
大江支所	みやま市瀬高町大江182-8	63-6411	
本郷支所	みやま市瀬高町本郷713	63-2240	
東山支所	みやま市瀬高町長田3351-1	63-2111	1台
山川支所	みやま市山川町立山964	67-1212	1台
二川支所	みやま市高田町濃施362	22-5721	1台
高田東部支所	みやま市高田町田尻1567	22-6350	1台
江浦支所	みやま市高田町江浦町205-1	22-6351	
開支所	みやま市高田町黒崎開680-1	22-6352	
銀水支所	大牟田市大字田隈772-1	56-8900	1台
上内支所	大牟田市大字岩本2203	58-0106	1台
三池支所	大牟田市大字三池613-2	56-8901	1台
南大牟田支所	大牟田市沖田町135-1	52-5535	1台
玉川支所	大牟田市大字櫛野1939-1	56-8637	
唐岬支所	大牟田市大字唐船6	52-4536	1台
物流センター	みやま市高田町原1080	64-2200	
瀬高グリーンセンター	みやま市瀬高町文広1568-1	62-4111	
山川グリーンセンター	みやま市山川町立山964	67-1214	
高田グリーンセンター	みやま市高田町原1080	22-3218	
大牟田グリーンセンター	大牟田市大字田隈772-1	56-8915	
瀬高給油所	みやま市瀬高町小川41	63-2528	
東山給油所	みやま市瀬高町長田830-1	62-4528	
山川給油所	みやま市山川町立山964	67-1293	
高田給油所	みやま市高田町濃施528-1	22-6355	
ガスセンター	みやま市高田町濃施528-1	22-6660	
瀬高車両	みやま市瀬高町小川43	63-3805	
瀬高農機	みやま市瀬高町小川43	62-3205	
山川車両	みやま市山川町立山964	67-0629	
山川農機	みやま市山川町立山964	67-0665	
高田・大牟田農機	みやま市高田町濃施536-2	22-6354	
瀬高カントリー	みやま市瀬高町大江520-1	62-2356	
山川ライスセンター	みやま市山川町清水2141	67-0365	
高田カントリー	みやま市高田町江浦380	22-2844	
大豆センター	みやま市瀬高町下庄446-1	63-8848	
瀬高選果場	みやま市瀬高町文広3137-1	63-3175	
東山選果場	みやま市瀬高町長田3351-1	63-5566	
山川選果場	みやま市山川町立山964	67-1211	
高田選果場	みやま市高田町原1080	22-5453	
大牟田選果場	大牟田市大字田隈797-1	52-3969	

(店舗外ATM設置なし)

◆地区一覧

みやま市一円の区域
大牟田市一円の区域



◆職員数

(単位：人)

区 分		平成22年度末	平成23年度末		
			うち男	うち女	
正職員数	一般事務職員	237 (12)	223 (17)	143 (7)	80 (10)
	営農指導員	17 (0)	17 (0)	16 (0)	1 (0)
	生活指導員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他専門技術職員	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小 計		254 (12)	240 (17)	159 (7)	81 (10)
常 雇		101 (5)	107 (4)	37 (1)	70 (3)
臨時・パート		1 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
派 遣		4 (3)	3 (1)	1 (0)	2 (1)
合 計		360 (20)	351 (22)	197 (8)	154 (14)

()は、当該年度末退職者の数

2. 理事及び監事の氏名及び役職名

◆役員一覧

(平成24年7月末現在)

役 員	氏 名	役 員	氏 名
代表理事組合長	徳永重遠	理 事	古賀勝則
代表理事専務	西山高弘	〃	小川高吉
常務理事	木下武範	〃	藤原靖弘
常務理事	大城博司	〃	河野 恵
理 事	栢本俊介	〃	柿原 テルヨ
〃	永江博治	〃	北原喜博
〃	大城博俊	〃	野田忠徳
〃	末吉康男	〃	横尾一之
〃	徳永 修	〃	因幡健一
〃	國崎浪雄	〃	岩屋義公
〃	田中良文	代 表 監 事	平野耕笹
〃	成清敏久	監 事	松尾真吾
〃	宮本繁敏	〃	佐田 港
〃	中村 公	〃	木下勝吉
〃	吉田元明	員 外 監 事	瀧口良一

V. 主要な業務の内容

1. 全般的な概況〔取り組みとその結果・実績及び対処すべき課題〕

平成23年度の経済情勢については、景気の持ち直しに向けた動きが徐々に見られるようになってきたものの、失業率が依然高水準にあるなど、厳しい情勢でありました。今後も、原油価格の高騰や、海外の景気等によっては、景気が下振れするリスクも存在し、油断を許さない状況となっております。

また、TPP（環太平洋経済連携協定）につきましては、昨年、野田首相が実質的な参加を表明しました。TPPが締結されれば、国内農業が壊滅状態となるだけではなく、国内のあらゆる分野に関する仕組みや基準の変更を強制される可能性があるとしております。JAグループといたしましては、引き続き「TPP参加は断固阻止する」というスタンスで反対運動に取り組み、国民階層に「TPPの本物の姿」を理解していただく啓発活動を行ってまいります。

このような状況の中、当JAにおきましては、平成19年度からの5ヶ年計画「第3次JAみなみ筑後地域農業振興計画」の実践に努め、地域農業の振興と安全・安心な農産物の提供といった農業協同組合の使命を十分果たすための総合的な担い手対策や産地づくり対策を積極的に展開しました。

また、中長期3ヶ年計画の2年目の目標達成のために積極的に事業を展開するとともに、事業と経営の見直しをさらに進め、地域に信頼される健全経営の確立に取り組みました。その結果、自己資本比率が15.18%（平成18年度末より新しい算定基準により算出しています）固定比率は126.8%と健全性を維持することができました。

2. 平成23年度各事業の概況〔活動・実績〕

◆信用事業

信用事業は、貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業は、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。全国網の大きな安心感と、JAならではの地域に密着した視野を持ち、地域におけるナンバーワンかつオンリーワンの金融機関を目指しています。

◇貯金業務

組合員はもちろん地域住民のみなさまや事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期貯金、総合口座などの各種貯金を目的、期間、金額にあわせてご利用いただいています。

☆貯金商品一覧表

種類		預入期間	預入額	特徴
総合口座	普通貯金	出し入れ自由	1円以上	1冊の通帳に普通貯金と定期貯金をセット。家計簿代わりに給振、自動受取、自動支払、キャッシュカードなどのサービスが利用できます。また、必要な時には定期貯金の90%、最高500万円まで自動的にご融資します。
	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年		
	変動金利定期貯金	1年～3年		
	大口定期貯金	1ヶ月～5年	1千万円以上	
普通貯金		出し入れ自由	1円以上	いつでも出し入れ自由。お財布代わりに貯金です。
貯蓄貯金		出し入れ自由	1円以上	有利に増やしながら必要な時には自由に引き出して使いたいという方におすすめです。残高に応じた金利が適用されます。普通貯金から自動的に振り替えるスイングサービスもあります。
通知貯金		7日間	5万円以上	まとまったお金の短期間の資金運用に便利です。
定期貯金	スーパー定期貯金	1ヶ月～5年	1円以上	お預け入れ時の利率が満期まで変わらない固定金利です。計画的に増やしたい方におすすめの貯金です。ライフプランに合わせたお預け入れ期間をお選び下さい。自動継続で満期時の手続きも簡単。総合口座にセットすれば定期貯金担保の自動融資もご利用頂けます。
	大口定期貯金	1ヶ月～5年	1千万円以上	大口の資金運用に適した定期貯金です。
	変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上	自由金利貯金です。半年ごとに金利の見直しをします。
定期積金		6ヶ月～5年	月千円以上	目標額に合わせて毎月の預入れ日に着実に積立ができる貯金です。期間は自由に選べるのでプランにそって無理なく目標が達成できます。
財形貯金	財形年金貯金	5年以上 (加入時)	1円以上	年金タイプの財形貯金です。お受取は2ヶ月又は3ヶ月ごと。在職中はもちろん、退職後も引き続き財形非課税枠をご利用頂けます。財形住宅貯金と併せて550万円まで非課税扱いです。
	財形住宅貯金	55歳未満		給与・ボーナスから天引きで、住宅取得等のための資金作りができます。財形年金貯金と併せて550万円まで非課税扱いです。
	一般財形貯金	3年以上 (年齢制限なし)		給与・ボーナスから天引きし、貯蓄のための資金作りができます。ただし、財形非課税の対象にはなりません。

◇貸出業務

組合員への貸出をはじめ、地域住民のみなさまの暮らしや、農業者・事業者のみなさまの事業に必要な資金を貸出しています。また、地方公共団体などへも貸出し、地域経済の質的向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、(株)日本政策金融公庫の融資の申込みのお取次ぎもしています。

☆貸出金残高（平成24年3月末）

（単位：百万円）

組合員等	地方公共団体等	その他	計
7,774	3,787	1,565	13,126

☆貸出商品一覧表

区分	種類	資金使途	期間	貸出限度
手形貸付金	貯金担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ当該貯金の満期日以内	担保として質入れた貯金額の範囲内
	定期積金担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ当該貯金の満期日以内	担保として質入れた定期積金の掛込金の範囲内
	共済担保貸付	特に定めない	手形期間は原則として1年以内で、かつ共済契約期限以内	約款貸付による貸付可能額の範囲内
	営農資金	営農に必要とする資金	契約期間は1年以内、手形期間は原則として1年以内	所要資金の範囲内かつその年の販売代金見込額から当該代金償還財源とするこの資金以外の負債の額を差し引いた額の範囲内
	一般資金	特に定めない。ただし負債整理資金を除く	契約期間は1年以内、手形期間は原則として3ヶ月以内	所要資金の範囲内
証書貸付金	営農資金	農地・施設・機械等の取得等営農に必要とする資金	農地・施設等は20年以内 機械等は5年以内	事業費の80%以内
	生活改善資金	台所・風呂場等施設の改善など生活に必要とする資金	10年以内、または5年以内	事業費の80%以内
	農業外事業資金	農業外事業経営に必要な設備資金	35年以内(うち据置2年以内)	事業費の80%以内。ただし、必要と認めるときは、事業費の100%以内
	一般資金	特に定めない。ただし負債整理資金を除く	10年以内(うち据置1年以内)	所要資金の範囲内、または、担保として質入れた貯金額の90%以内
	JAフリーローン	特に定めない。ただし負債整理資金を除く	6ヶ月以上5年以内	300万円以内
	JA教育ローン	就学子弟の入学金、授業料、学費及び生活資金	在学中は据置期間とし、償還期間は据置期限の翌日から7年以内	500万円以内
	JAマイカーローン	自動車購入等	6ヶ月以上7年以内	500万円以内
	JA住宅ローン	住宅の新築、購入または増改築。住宅金融公庫からの借入金の借換資金	3年以上35年以内	必要総資金額の100%以内で、担保の範囲内とする。200万円以上5,000万円以内
	JAリフォームローン	住宅の増改築並びに付属施設の取得等	1年以上15年以内 (うち据置6ヶ月以内)	10万円以上800万円以内
	JA農機ハウスローン	農機具の購入資金及び他金融機関からの借換え資金格納庫、パイプハウス等取得、資材資金	6ヶ月以上10年以内 (うち据置2年以内)	500万円以内

※1 保証機関により内容が異なる場合があります。

☆制度融資

（単位：百万円）

資金名	制度の概要・主旨	平成23年度実績	
制度融資	農業近代化資金	農業機械、農業設備を充実させるため融資する資金	349
	農業経営改善資金	農業経営者の経営改善のため融資する資金	0

◇為替業務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などへの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

☆国内為替取扱手数料

種 類		宛 先 区 分		
		同一支所内	当JA本支所系統金融機関宛	他金融機関宛
窓口振込手数料 (1件につき)	電信扱 3万円未満	315円	315円	630円
	電信扱 3万円以上	525円	525円	840円
	文書扱 3万円未満	315円	315円	525円
	文書扱 3万円以上	525円	525円	735円
ATM振込手数料 (1件につき)	3万円未満	105円	105円	367円
	3万円以上	105円	210円	525円
視覚障がい者等窓口振込手数料 (1件につき)	3万円未満	105円	105円	367円
	3万円以上	105円	210円	525円
送 金 手 数 料 (1件につき)	普 通 扱	420円	420円	630円
	電 信 扱			840円
代金取立手数料 (1件につき)	普 通 扱	420円	420円	630円
	至 急 扱			840円

◇サービス・その他

当JAでは、オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主のみなさまのための給与振込、口座振替などの各種サービスをお取り扱いしています。また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫などでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

☆JAのキャッシュカードによるATM入出金利用手数料

ネット取引			平 日			土曜日		日曜・祝日	12月31日	
			8:00～ 8:45	8:45～ 18:00	18:00～ 21:00	9:00～ 14:00	14:00～ 17:00	9:00～ 17:00	9:00～ 17:00	
JA 系 統 内	自JA内	出金 入金	入出金手数料無料 (※農漁協ネットについては、出金のみのお取り扱いとなります。)							
	県内	出金 入金								
	全国	出金 入金								
農漁協ネット		出金								
業 態 間 提 携		出金	210円	105円	210円	210円	210円	210円	210円	
提 携 銀 行 (福岡銀行・三菱 東京UFJ銀行)		出金	105円	0円	105円	105円	105円	105円	105円	
ゆうちょ銀行		出金	105円	0円	105円	105円	105円	105円	105円	
		入金	105円	0円	105円	105円	105円	105円	105円	
セブン銀行		出金	105円	0円	105円	0円	105円	105円	105円	
		入金	105円	0円	105円	0円	105円	105円	105円	

※各ATMコーナーによって、利用時間帯が異なります。

※上記金額には、消費税が含まれております。

☆その他取扱手数料

再発行手数料		両替手数料	
通帳、証書、キャッシュカード、ローンカード	1,050円	1枚～100枚	無料
証明書発行手数料		101枚～300枚	105円
残高証明書	420円	301枚～500枚	315円
融資証明書	210円	501枚～1,000枚	525円
その他証明書	無料	1,001枚以上	1,050円
送金・振込・取立 手形の組戻料、不 渡手形返却料、取 立手形店頭呈示料	630円	振込入金依頼書による振込手数料	
		3万円未満	210円
		3万円以上	420円

◆共済事業

「ひと・いえ・くるま」の総合保障で大きくサポート

J A共済は組合員・地域の皆さまの暮らしのパートナーでありたいと考えています。「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、毎日の生活を大きくサポートします。

☆長期共済 [共済期間が5年以上の契約]

種 類	内 容
医療共済 	病気やケガによる入院、手術を一生保障し続けます。高齢期になっても医療費の経済的な負担に備えることができるので安心です。
終身共済 	万一（死亡）または第1級後遺障害状態・重度要介護状態のときに当面必要となる出費をカバーする「一時金」と、残された家族の暮らしを支える「生活保障年金」をお支払いします。 「家族のきずな」プランの他、「愛のかたち」プラン・基本タイプ・中途給付タイプなど多彩な特約で保証内容を自由に設計できるプランをご用意しています。
養老生命共済 	万一（死亡）または第1級後遺障害状態・重度要介護状態のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。入院・手術をはじめ、後遺障害まで、手厚く保障します。 （基本タイプ・中途給付タイプ）
一時払生存型養老生命 一時払生存型養老生命共済 	満期共済金などの一時資金を活用して将来の資金づくりをしながら、万一（死亡）の保障を確保できるプランです。
子供共済 	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親）が万一（死亡）または第1級後遺障害状態・重度要介護状態のときは、満期まで毎年養育年金をお受取りになれるプランもあります。 （入学祝金タイプ・学資金タイプ）

種 類	内 容
予定利率変動型年金共済 	<p>ご契約後6年目以降、その時の経済状況に合わせ予定利率を毎年見直しますので年金額のアップが期待できます。さらに最低保証予定利率も設定されていますので、安心です。</p>
がん共済 	<p>がんと闘うための安心を一生涯にわたって手厚く保障します。すべてのがんのほか、脳腫瘍も対象としています。</p>
引受緩和型定期医療共済 	<p>中高齢者向けの医療保障の仕組みです。他の共済に比べ、引受条件が緩和されていますので、手軽に入れて保障も充実。旅行やレジャーの資金など、いろいろ使える健康祝金も魅力です。</p>
積立型終身共済 	<p>健康上の不安で、共済・保険に加入できなかった方も、一定の範囲・医師の診査なしの簡単な手続きで、生涯保障にご加入できるプランです。</p>
満期専用入院保障付終身共済 	<p>養老生命共済の満期を迎える共済契約者向けのプランです。万一（死亡）または第1級後遺障害状態・重度要介護状態のときの生涯保障と入院・手術保障がセットされています。</p>
建物更生共済 	<p>火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新・改築や家財の買替資金としてご利用いただけます。（建更むてき10型・建更むてき10型My家財・建更むてき10型営業用什器備品）（1型・2型・5型もあります。）</p>

☆短期共済 [共済期間が5年未満の契約]

種 類	内 容
家庭用自動車共済 	ご自身やご家族、同乗者の損害を幅広く保障する傷害保障と対人、対物賠償の保障が自動セットされています。また、大切なお車の事故による破損や、盗難や災害などによる損害を幅広く保障し、掛金割引制度も充実しています。
自賠責共済	法律ですべての自動車（注記）に加入が義務づけられています。ハンドルを握る人には欠かせないクルマの共済です。 注記：農耕作業用小型特殊自動車を除きます。
傷害共済	日常のさまざまなアクシデントによる死亡や負傷を保障する共済です。
イベント共済	イベント中の傷害・賠償責任事故を保障する共済です。
火災共済	住まいの火災損害を保障する共済です。
賠償責任共済	日常生活上の賠償事故を保障する共済です。

JA共済の保障（商品）の詳しいことについては、お近くのJAの「ライフアドバイザー」もしくは窓口の「スマイルサポーター」にご相談下さい。

◆経済事業

営農総合センター（経済部）を拠点に、生産・生活に必要な資材〔肥料・農薬・出荷資材・電気製品・食材・車輛・燃料（油類・ガス類）〕等を取り扱っております。また、女性部を中心とした生活相談活動等の生活面の活動も地域との共生を図りながら積極的に展開しています。

◆営農指導事業

消費動向の変化に対応できる農産物生産を基本的な考え方として、食に対する安全性（安心・安全システムの構築）・ブランド化の拡大（品目ごと）を全面に出しながら、生産コストの低減に取り組んでおります。また、JAみなみ筑後の地域性を活かした施設園芸農業・土地利用型農業を核に営農総合センターを拠点に、市・普及センター等の各関係機関と連携を取りながら、地域農業の活性化に取り組んでいます。

VI. 事業活動に関する事項

1. 事業活動のトピックス

- 4月 *瀬高町セルリー部会中間検討会
*教材本贈呈式
*山川ぶどう部会通常総会



- 5月 *女性部総代会
*農事組合法人本郷設立総会
*高田支部青年部活動



- 6月 *わくわく親子体験「じゃがいも畑」
*第16回通常総代会
*エフコープ田植え交流会



- 7月 *花野果館七夕まつり
*南筑後農政連定期総会
*被災地支援活動



- 8月 *春蕎麦「はるのいぶき」試食会
*山んこ川んこ夏祭り
*白川幼稚園ぶどう狩り体験



- 9月 *秋のめぐりフェア2011
*日本農業新聞大会
*直売所4店舗合同研修会



- 10月 *あぐりの郷運動会
 * T P P 参加断固反対南筑後決起大会
 * 年金友の会ゲートボール大会



- 11月 *青年部 T P P 参加反対チラシ配布活動
 *あぐり J O Y 料理教室
 *明治幼稚園みかん狩り体験



- 12月 *瀬高カントリーエレベーター起工式
 *大江小学校もち米販売体験
 *あぐりの郷クリスマス会



- 1月 *直売所初売り
 *青年部フラワーアート
 *女性農業者大型農業機械安全操作研修会



- 2月 *女性部ワーカーズ専門委員会料理講習会
 *自動車・農機フェスタ2012
 *女性部大会並びに家の光大会



- 3月 *第1回 J A 農業まつり
 *柑橘部会生産者大会
 *福岡県産米販促活動



2. 農業振興活動

◇地産地消PR

JAみなみ筑後は、瀬高町の「まるごとみやま秋穫祭」に、「よい食プロジェクト」を統一テーマとして多彩な催しに参加しました。また、大牟田市の夏祭り「大蛇山」では、大牟田地区女性部とJA職員が参加し、「残したいふるさとの味、日本の農」の垂れ幕を先頭に農業の大切さや地産地消をアピールしました。

◇TPP参加反対運動

JAみなみ筑後本所にて、JA組合員をはじめ農政連盟友、関係機関、JA役職員ら約千人が集結し、「TPP交渉参加反対南筑後決起大会」を開き、意思統一とこれからのTPP参加反対運動へ向けて弾みをつけました。

◇直売所4店舗合同研修会

JAみなみ筑後直売所3店舗と道の駅みやまが、マイピア高田で4店舗合同研修会を開き、米トレーサビリティ制度や食品表示・残留農薬について学び、食の安全・安心の大切さを再確認しました。

3. 地域貢献情報

◇社会貢献活動（社会的責任）

南筑後農業協同組合の地域は、温暖な気候と肥沃な土地条件に恵まれ、米・麦・野菜・果樹・畜産等多彩な農産物が生産されています。

一方、消費者の食の安全に対する要望は強く、農産物の安全性・安定性への要求、国民の環境保全への意識の高まり等、農業・農村の持つ役割、また都市と農村・消費者と農業者との交流、地域住民との対話を通じて「共生」し得る地域社会を創り出すことが求められています。

このような情勢を踏まえ、当地域農業が継続的に発展し、組合員の営農と生活を向上させるための進むべき方向性を明らかにした「南筑後地域農業振興計画」を地域管内の行政機関と連携し取り組んでいます。

◇地域貢献情報

- ・食べ物への関心・興味の向上、地域農業への理解を深めるため様々な食育事業を行いました。
- ・住宅ローン相談会、JA年金無料相談会を開催し、情報を提供しました。
- ・瀬高選果場とデイサービスセンターあぐりの郷で中学生の職場体験を行いました。
- ・健康な体で農作業に励んでもらおうと、ハウス農家健康診断を行いました。
- ・大牟田市の社会福祉法人「甘木山学園」に地元農産物を寄贈しました。
- ・高齢者の事故未然防止対策として、年金友の会交通安全教室を開きました。
- ・女性部が花いっぱい運動を行いました。

4. 情報提供活動

◇広報誌「グリーンピース」を毎月発行し、特集や営農情報、各地の話題などを発信しています。また、ホームページにも各事業内容や取扱商品、イベント情報などを掲載しています。

JAみなみ筑後のホームページ

<http://www.minamickg-fk-ja.or.jp>

検索

5. リスク管理の状況

◆リスク管理の体制

◇リスク管理の基本方針

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、経営リスク管理委員会を設置し、以下の事項につき検討を行っています。

- ①事業・部門別、場所別経営リスクの分類確認に関する事項
- ②経営諸リスクの整理対策計画に関する事項
- ③経営諸リスクの整理対策進捗状況に関する事項
- ④コンプライアンス態勢の確立に関する事項
- ⑤コンプライアンス関連の諸問題への対策に関する事項
- ⑥その他目的達成に必要な事項

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

(1)信用リスク管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスク管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALM（資産・負債の総合管理）を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオ（保有している資産の内訳）の状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)流動性リスク管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

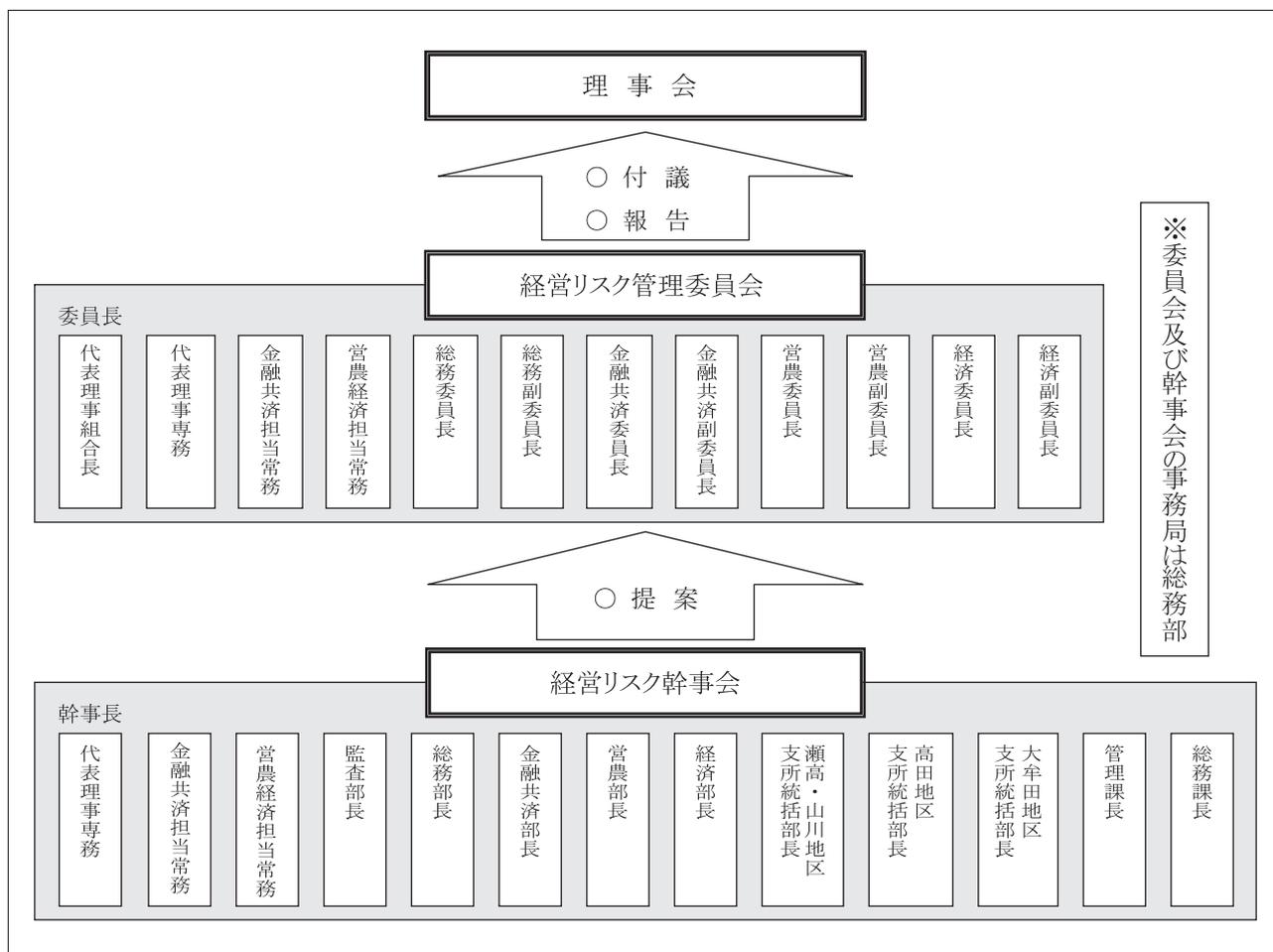
(5)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、内部監査・自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

◇リスク管理体制図



◇法令遵守体制

・コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつと位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋げるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

・コンプライアンス運営体制

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、経営リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、コンプライアンス統括責任者、担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実行ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談の窓口を設置しています。

☆平成23年度の取り組み事項

開催日	研修名	内容
平成23年 4月	全役職員 (職員全体研修会)	①不祥事のない職場づくりのために
7月	全役職員 (職員全体研修会)	①平成22年度苦情等受付状況について ②人権啓発研修 「そっとしておけば・寝た子を起こすなという考え方」
9月	役員、部門責任者 (理事及び監事、部長)	①コンプライアンス経営の確立に向けて ②金融機関向けの総合的な監督指針について
12月	責任者 (課長・支所長)	①平成23年度上半期苦情等受付状況について ②管理者として知っておきたい、苦情対応の基礎知識 ③DVD研修「不祥事を見落としてしまう管理職」について
12月	担当者 (考査役・係長)	①平成23年度上半期苦情等受付状況について ②責任者として知っておきたい、苦情対応の基礎知識 ③DVD研修「多重債務に陥る職員」について
12月	全役職員 (職員全体研修会)	①メンタルヘルス研修「メンタルヘルスからみたハラスメント」 ②平成23年度上半期苦情など受付状況について ③平成23年度上半期事故報告内容について ④人権啓発研修「職場のコミュニケーションと人権」 ⑤不適切なWebサイトの閲覧禁止について
平成24年 3月	新入職員研修	①職場におけるコンプライアンスについて ②不祥事未然防止の取り組みについて ③ケーススタディ「集金業務・クレーム処理」

【平成24年度コンプライアンス・プログラム】

本JAは、JAの社会的責任及び公共的使命を果たすため、コンプライアンス基本方針並びにコンプライアンス運営規程等に則り、コンプライアンスを遵守する職場風土を醸成するために、以下の具体的実践計画を策定し、実践するものである。

◇経営層での取り組み

- ①組合長は、年頭所感や総会、全体職員研修等あらゆる可能な機会をとらえ、コンプライアンスに対する取組姿勢を示す。
- ②理事は、業務遂行に際し、コンプライアンスの問題に常に意識し、規則に基づき公正、公平に断固とした態度で対応する。
- ③理事及び監事は、理事会・監事会、経営会議等において、必要に応じコンプライアンスにかかる諸問題の論議を行う。

◇コンプライアンス統括部署での取り組み

①JA健全性定期診断の実施

JAの健全性確保（JAのリスク耐性把握）を目的に、各種診断（点検方式）を次表のとおり実施する。

名 称	基準日	実施時期	目 的
不祥事再発防止策の取組状況点検 1. 自主検査 2. 職員行動自主点検	毎月 半期	毎月 半期	各課・支所・事業所における不祥事再発防止策の取組項目を明確化し、月次（半期）での実践状況報告を徹底し、不祥事発生を撲滅を目的とする。 また、不祥事発生を根絶するためには、日常的な意識改革ならびに、事項ごとに牽制が動く体制作りを中心とした再発防止策の実践と、各職員の行動をコンプライアンスの観点から点検を行うことにより、コンプライアンス重視の職場風土を醸成することを目的とする。
経営総点検	毎月	毎月	自らの経営実態を中央会が実施する「機能診断結果報告書」または「統計年報」にて診断し、自らのJAの経営分析を行い、経営課題を再認識する。
JAの経営状況に関する事項の報告 1. 財務モニタリング 2. 体制整備モニタリング	3月末	5月～6月	「信用事業再編強化法」及び「JAバンク基本方針」にもとづく調査で、信用事業全般にわたるリスク点検として、特に破綻未然防止に資する。
共済事業コンプライアンス点検	12月末	1月	全共連が示す点検で共済契約者の信頼性向上、不祥事の未然防止を目的に実施するものである。
資産自己査定	12月末 (仮基準日)	1月～2月	信用リスクという観点から、資産の健全性を検証し、リスク発生に備えるとともに、適正な財務諸表の作成に資する。
その他必要と思われる点検	随時	随時	セクハラ・パワハラ防止のための点検などを適宜実施する。

②職場離脱

「連続職場離脱実施要領」に基づき、職員が最低限5営業日以上職場を離れるような体制を構築する。

③役職員への周知・徹底

コンプライアンス統括部署は、コンプライアンス態勢の確立に向けて役職員への周知・徹底を図るため、以下の各階層別研修計画を企画・開催する。

＜ 各 階 層 別 の 研 修 計 画 ＞			
対象者	実施時期	講 師	研 修 内 容
全役職員 (全体職員研修)	4月	内部講師	①不祥事のない職場づくり ②不祥事再発防止策の実践
	7月	内部講師	①コンプライアンスの意味を知る ②リスク管理とコンプライアンス ③JAコンプライアンスの推進と社会的責任 ④自己チェックリストの実施
役 員 (理事及び監事)	9月	外部講師	①コンプライアンスの意義と概要 ②経営層の役割と責任について
部門責任者 (部長)	10月	内部講師	①コンプライアンスの意義と概要 ②JA管理・監督者の職責と心得 ③コンプライアンス責任者の役割
責 任 者 (課長・支所長)	11月	内部講師	①コンプライアンスの意義と概要 ②JA管理・監督者の職責と心得 ③コンプライアンス責任者の役割
担 当 者 (一般職員)	11月	内部講師	①コンプライアンスの意義と概要 ②JA職員としての心構え ③コンプライアンス担当者の役割
新入職員研修	3月	内部講師	①社会人としての心構え ②JA職員としての心構え ③コンプライアンスの意義と概要 ④「JA法令等遵守憲章」の概要

④実践状況の検証と見直し・改善

コンプライアンスにかかる諸会議体の論議を踏まえ、各計画の実践状況を検証するとともに、必要に応じて見直し・改善を行っていくものとする。

⑤苦情処理等の統括部署への報告を徹底する。

◇各部署における取り組み

①コンプライアンス担当者の選定と担当者名の統括部署への報告

②コンプライアンスにかかる教育・相談・連絡・報告の実施

(1)各業務の主管部署は、各業務部門にかかる法令等の周知・徹底を図るため、別途担当職員を対象とした研修を開催する。(半期に1回程度)

(2)上記にかかわらず、法令等の改正が行われた場合には、必要に応じ研修会を開催することとする。

③組合員等からの苦情・相談等の情報を漏れなく、「苦情処理簿」等に記入し、所属長を経由し、本所コンプライアンス統括部署に報告する。

なお、担当部署においては、その記録を保管しておくこと。

◇諸会議を通じた取り組み

- ① J A経営リスク管理委員会を定期的に開催し、コンプライアンスにかかる諸問題について論議を行い、認識の共有化をはかる。
- ② 各業務の部署内会議や日常的なミーティングにおいて、コンプライアンス・マニュアル等を使った学習を行う。

◇金融ADR制度への対応

①苦情処理措置の内容

当 J A では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、J A グループ福岡総合相談所や J A 共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当 J A の苦情等受付窓口（電話：0944-63-8802（月～金 8時30分～17時））

②紛争解決措置の内容

当 J A では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

福岡県弁護士会 天神弁護士センター（電話：092-741-3208）

福岡県弁護士会 北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）

福岡県弁護士会 久留米センター（電話：0942-30-0144）

①の窓口または J A グループ福岡総合相談所（電話：092-711-3855）にお申し出ください。

なお、福岡県弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・共済事業

(社)日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）

(財)日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）

(財)交通事故紛争処理センター（電話：東京本部03-3346-1756）

金融商品の勧誘方針

当組合は、金融商品販売法の趣旨に則り、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場に立った勧誘に努めるとともに、より一層の信頼をいただけるよう努めます。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる早朝・深夜の時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行われるよう役職員の研修の充実に努めます。

南 筑 後 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 徳 永 重 遠
(平成17年4月1日制定)

◆個人情報の取扱い方針

◇個人情報保護方針

個人情報保護方針

南筑後農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ役職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

6. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

南 筑 後 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 徳永 重遠
(平成17年4月 1日制定)
(平成20年6月21日改正)
(平成24年1月27日改正)

情報セキュリティ基本方針

南筑後農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

南 筑 後 農 業 協 同 組 合
代表理事組合長 徳永 重遠
(平成17年4月 1日制定)
(平成20年6月21日改正)

◆内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本所・支所のすべてを対象とし、年間の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は、代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

6. 自己資本の状況

◆自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、平成24年3月末における自己資本比率は、15.18%となりました。

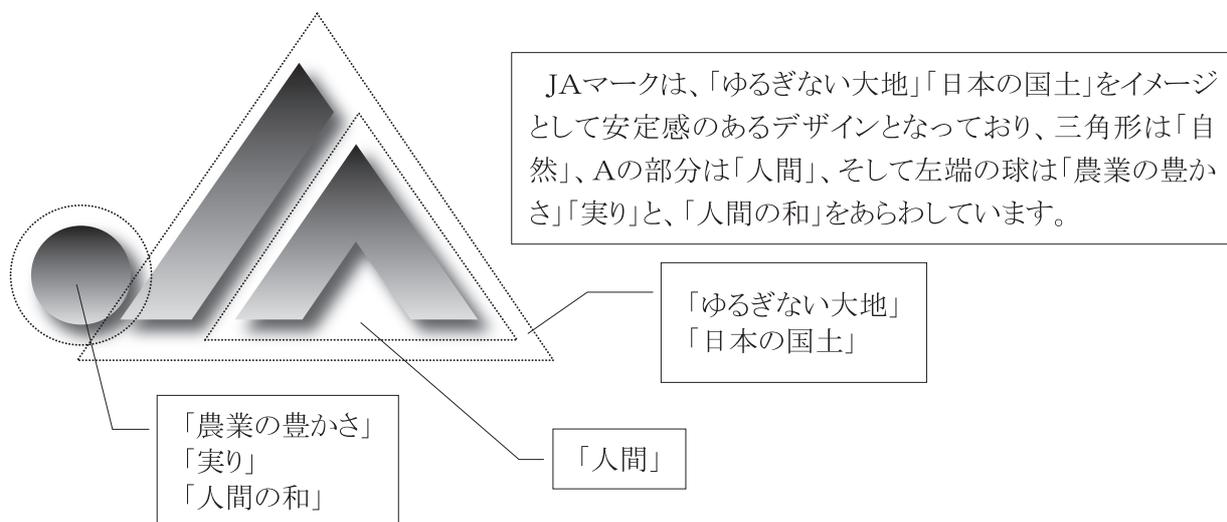
◆経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

- ・普通出資による資本調達額 1,945百万円（前年度 1,961百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより自己資本比率を正確に算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

【 JAマーク 】



VII. 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1. 決算の状況

◆貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	資 産	
	平成22年度	平成23年度
1. 信用事業資産	89,166,972	89,566,123
(1)現金	329,911	347,343
(2)預金	70,501,341	71,295,716
系統預金	70,494,591	71,287,964
系統外預金	6,750	7,751
(3)有価証券	4,154,527	4,776,312
国債	1,156,329	1,578,763
地方債	1,498,643	1,697,894
政府保証債	1,499,554	1,499,655
(4)貸出金	14,167,580	13,126,541
(5)その他の信用事業資産	67,164	60,171
未収収益	59,573	52,576
その他の資産	7,590	7,594
(6)貸倒引当金	△ 53,551	△ 39,962
2. 共済事業資産	15,399	16,434
(1)共済貸付金	8,481	10,321
(2)共済未収利息	70	102
(3)その他の共済事業資産	6,848	6,010
3. 経済事業資産	2,497,182	2,287,942
(1)経済事業未収金	1,326,437	1,183,653
(2)経済受託債権	819,110	715,055
(3)棚卸資産	225,539	223,634
購買品	224,904	222,925
印紙・証紙	634	708
(4)その他の経済事業資産	212,630	251,715
(5)貸倒引当金	△ 86,535	△ 86,116
4. 雑資産	385,622	603,363
5. 固定資産	5,227,958	5,315,555
(1)有形固定資産	5,222,473	5,308,509
建物	4,109,574	4,108,500
機械装置	2,501,570	2,708,975
土地	3,629,841	3,615,738
その他の有形固定資産	2,375,114	2,367,478
減価償却累計額(控除)	△ 7,393,626	△ 7,492,183
(2)無形固定資産	5,484	7,045
その他の無形固定資産	5,484	7,045
6. 外部出資	2,444,992	2,407,749
(1)外部出資	2,452,041	2,407,749
系統出資	2,340,791	2,304,221
系統外出資	111,250	103,528
(2)外部出資等損失引当金(控除)	△ 7,048	0
7. 繰延税金資産	148,070	133,391
資産の部合計	99,886,199	100,330,560

(注) この表は千円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計が一致しないことがあります。

(単位：千円)

負債及び純資産		
科目	平成22年度	平成23年度
(負債の部)		
1. 信用事業負債	90,489,630	90,340,176
(1)貯金	90,059,867	89,922,197
(2)借入金	237,638	221,491
(3)その他の信用事業負債	192,124	196,487
未払費用	108,281	72,242
その他の負債	83,842	124,244
2. 共済事業負債	576,498	598,806
(1)共済借入金	8,481	10,321
(2)共済資金	287,479	331,363
(3)共済未払利息	70	102
(4)未経過共済付加収入	279,933	256,359
(5)共済未払費用	534	659
3. 経済事業負債	1,827,001	1,803,076
(1)経済事業未払金	408,962	332,958
(2)経済受託債務	1,275,613	1,285,781
(3)その他の経済事業負債	142,425	184,337
4. 雑負債	137,649	658,171
(1)未払法人税等	47,285	41,000
(2)その他の負債	90,364	617,171
5. 諸引当金	645,733	669,986
(1)賞与引当金	72,403	67,930
(2)退職給付引当金	541,782	563,819
(3)役員退職慰労引当金	31,547	38,237
6. 再評価に係る繰延税金負債	714,480	633,369
負債の部合計	94,390,994	94,703,587
(純資産の部)		
1. 組合員資本	3,908,752	3,947,745
(1)出資金	1,961,133	1,945,689
(2)利益剰余金	1,958,210	2,011,005
利益準備金	1,009,684	1,032,684
その他利益剰余金	948,525	978,320
施設・整備改善積立金	213,800	163,800
遊休資産等整備積立金	62,964	62,964
情報システム基盤強化積立金	63,583	28,483
特別積立金	479,106	489,106
当期末処分剰余金	129,070	233,965
(うち当期剰余金)	(113,024)	(77,638)
(3)処分未済持分(控除)	△ 10,591	△ 8,949
2. 評価・換算差額等	1,586,452	1,679,227
(1)その他有価証券評価差額金	40,013	58,018
(2)土地再評価差額金	1,546,438	1,621,209
純資産の部合計	5,495,204	5,626,973
負債及び純資産の部合計	99,886,199	100,330,560

◆損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
1. 事業総利益	2,354,555	2,322,020
(1)信用事業収益	853,633	817,290
資金運用収益	829,131	784,880
(うち預金利息)	(400,318)	(367,831)
(うち有価証券利息配当金)	(64,311)	(68,884)
(うち貸出金利息)	(295,504)	(278,674)
(うちその他受入利息)	(68,997)	(69,489)
役務取引等収益	19,669	20,064
その他経常収益	4,831	12,345
(2)信用事業費用	193,152	141,674
資金調達費用	103,566	60,279
(うち貯金利息)	(96,450)	(55,745)
(うち給付補てん備金繰入)	(5,586)	(3,280)
(うち借入金利息)	(1,529)	(1,253)
役務取引等費用	5,361	6,944
その他経常費用	84,225	74,450
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 13,589)
信用事業総利益	660,480	675,616
(3)共済事業収益	664,908	661,206
共済付加収入	637,571	632,253
共済貸付金利息	174	244
その他の収益	27,163	28,708
(4)共済事業費用	55,227	58,196
共済借入金利息	174	244
共済推進費	30,260	34,861
共済保全費	6,999	7,202
その他の費用	17,793	15,887
共済事業総利益	609,681	603,009
(5)購買事業収益	4,709,046	4,466,689
購買品供給高	4,479,170	4,241,117
修理サービス料	77,400	79,514
その他の収益	152,474	146,056
(6)購買事業費用	4,182,892	3,935,227
購買品供給原価	3,993,133	3,766,835
購買品供給費	5,081	5,278
修理サービス費	29,351	27,912
その他の費用	155,326	135,201
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△ 418)
購買事業総利益	526,153	531,461
(7)販売事業収益	333,331	296,410
販売手数料	197,953	191,973
その他の収益	135,378	104,437
(8)販売事業費用	40,951	39,672
その他の費用	40,951	39,672
販売事業総利益	292,380	256,738
(9)農業倉庫事業収益	9,197	5,709
(10)農業倉庫事業費用	5,103	5,311
農業倉庫事業総利益	4,093	397

(注) この表は千円未満を切り捨てて表示しており、表中の合計が一致しないことがあります。

(注) 委託販売に係る販売高・受入高を相殺し、純額で表示しています。

(単位：千円)

科 目	平成22年度	平成23年度
(11)農産物検査収益	8,435	7,453
(12)農産物検査費用	1,270	1,660
農産物検査事業総利益	7,164	5,793
(13)利用事業収益	328,528	334,594
(14)利用事業費用	115,188	127,261
利用事業総利益	213,340	207,333
(15)農地利用調整事業収益	2,153	1,558
(16)農地利用調整事業費用	2,153	1,558
農地利用調整事業総利益	0	0
(17)福祉事業収益	92,225	93,023
(18)福祉事業費用	27,506	26,421
福祉事業総利益	64,719	66,602
(19)指導事業収入	86,027	123,008
(20)指導事業支出	109,486	147,941
指導事業収支差額	△ 23,459	△ 24,933
2. 事業管理費	2,228,898	2,205,130
(1)人件費	1,722,332	1,690,701
(2)業務費	145,699	147,029
(3)諸税負担金	76,365	74,672
(4)施設費	278,927	285,054
(5)その他事業管理費	5,572	7,672
事業利益	125,656	116,889
3. 事業外収益	66,627	53,611
(1)受取雑利息	373	346
(2)受取出資配当金	38,959	33,650
(3)賃貸料	15,802	15,583
(4)雑収入	11,492	4,031
4. 事業外費用	10,601	10,832
(1)寄附金	60	45
(2)雑損失	18	1,511
(3)賃貸費用	10,523	9,276
経常利益	181,683	159,669
5. 特別利益	20,095	267,520
(1)一般補助金	15,383	265,177
(2)貸倒引当金戻入益	261	0
(3)その他の特別利益	4,450	2,342
6. 特別損失	38,999	292,994
(1)固定資産処分損	4,005	2,952
(2)固定資産圧縮損	15,383	265,177
(3)減損損失	19,611	24,864
税引前当期利益	162,778	134,194
法人税、住民税及び事業税	60,000	47,851
法人税等調整額	△ 10,246	8,704
法人税等合計	49,754	56,555
当期剰余金	113,024	77,638
前期繰越剰余金	5,967	6,826
土地再評価差額金取崩額	8,136	4,399
目的積立金取崩額	1,942	145,100
当期末処分剰余金	129,070	233,965

(注) 平成21年度から事業管理費の旅費は業務費へ又、減価償却費は施設費に含めて表示しています。

○ 平成22年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券 (時価のあるもの)	期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品	売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
印紙、証紙	個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

①建物

- a)平成10年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
- b)平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの…旧定額法
- c)平成19年4月1日以後に取得したもの……………定額法

②建物以外

- a)平成19年3月31日までに取得したもの……………旧定率法
- b)平成19年4月1日以後に取得したもの……………定率法

(2) 無形固定資産……………定額法

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権のうち3,000万円以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。また、3,000万円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、すべての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

発生主義に基づき次期に職員に対して支給する賞与のうち、当期の勤務期間に係る部分の見積額を支給対象見込額基準により計算した必要額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（及び年金資産）の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時に費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労引当規程に基づく期末要支給額を引当てています。

(5) 外部出資等損失引当金

当組合の外部出資先の株式（子会社・関連会社を含む）に係る損失に備えるため、有価証券の評価方法と同様の考え方により純資産価額等を勘案し、資産価額の毀損の危険性の度合いに応じて必要と認められる額を計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

6. 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

金額は千円単位で表示しており、取引があるが期末に残高が無い勘定科目は「一」で表示をしています。

7. 表示方法の変更

当期より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しています。

ただし、当期においては、対象となる資産はなく、資産除去債務は計上しておりません。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,329,329千円であり、その内訳は次のとおりです。

(種類)	建 物	(圧縮記帳累計額)	1,347,798千円
(種類)	建物付 属 設 備	(圧縮記帳累計額)	62,132千円
(種類)	構 築 物	(圧縮記帳累計額)	267,056千円
(種類)	機 械 装 置	(圧縮記帳累計額)	2,559,361千円
(種類)	車 輛 運 搬 機	(圧縮記帳累計額)	5,388千円
(種類)	器 具 備 品	(圧縮記帳累計額)	81,037千円
(種類)	土 地	(圧縮記帳累計額)	1,069千円
(種類)	無 形 固 定 資 産	(圧縮記帳累計額)	5,484千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成20年3月31日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

(種類)	A T M装置類	2台
(種類)	車 両 類	10台

また、上記にかかる未経過リース料相当額は以下のとおりです。

一年以内	4,945千円
一年超	2,386千円
計	7,331千円

3. 役員に対する金銭債権債務

・ 理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	21,819千円
・ 理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は274,524千円であり、その内訳は次のとおりです。
(単位：千円)

種類	残高
破綻先債権	10,009
延滞債権	264,205
3ヵ月以上延滞債権	310
貸出条件緩和債権	0
合計	274,524

注1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

注3：3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法……………固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日……………平成11年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の今期決算における時価の合計額が
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額……………1,127,428千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計

当期において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	その他
みやま市瀬高町長田830-1	給 油 所	器具備品及び土地	東山給油所
みやま市高田町濃施21-1	直 売 所	建物及び器具備品等	花野果館
みやま市瀬高町小川43	車両整備工場	器具備品及び土地	瀬高車両
みやま市瀬高町小川43	農機整備工場	器具備品及び土地	瀬高農機
みやま市高田町濃施536-2	農機整備工場	土 地	高田大牟田農機
みやま市瀬高町濱田111-4	遊 休	土 地	なす育苗所跡地
大牟田市大字吉野1464-9	遊 休	土 地	L P G保管庫敷地

当組合は、事業等関連施設については管理会計の単位であり、キャッシュフローを生み出す最小の単位である支所・事業所を基本にグルーピングしております。営農関連施設及び本所等については、JA全体の共用資産としております。遊休資産については、個々の場所単位に算定しています。

事業損益の悪化が見られ、業績の回復が見込まれない支所、給油所、車両、農機センター、および現状遊休資産となっており将来の使用見込みが無く、時価の著しい下落が見られた資産については、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（19,611千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、以下のとおりです。

また、資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しており、時価は固定資産税評価額をもとに算定しています。

(単位：千円)

場 所	種 類	減損金額
みやま市瀬高町長田830-1	器具備品	249
	土地	113
	計	363
みやま市高田町濃施21-1	建物	3,021
	建物付属設備	877
	構築物	984
	器具備品	1,238
	計	6,122
みやま市瀬高町小川43	器具備品	1,035
	土地	1,882
	計	2,918
みやま市瀬高町小川43	器具備品	172
	土地	2,759
	計	2,931
みやま市高田町濃施536-2	土地	6,968
みやま市瀬高町濱田111-4	土地	137
大牟田市大字吉野1464-9	土地	169
合 計		19,611

2. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、146千円の購買品評価損が含まれています。

IV. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に金融共済部を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した

A L Mを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する経営リスク管理委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び経営リスク管理委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④市場リスクにかかる定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が30ベース・ポイント（0.3%）上昇したものと想定した場合には、経済価値が25百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金	329,911	329,911	—
預金	70,501,341	70,340,649	△160,692
有価証券	4,154,527	4,266,009	111,481
満期保有目的の債券	2,998,198	3,109,680	111,481
その他有価証券	1,156,329	1,156,329	—
貸出金	14,171,663		
貸倒引当金	△53,551		
貸倒引当金控除後	14,118,111	14,633,686	515,574
経済事業未収金	1,326,437		
貸倒引当金	△86,535		
貸倒引当金控除後	1,239,902	1,239,902	—
経済受託債権	819,110	819,110	—
資産計	91,162,904	91,629,268	466,363
貯金	90,059,867	89,929,720	△130,147
借入金	237,638	226,974	△10,663
経済事業未収金	408,962	408,962	—
経済受託債務	1,275,613	1,275,613	—
負債計	91,982,082	91,481,271	△140,811

注1：貸出金に対応する貸倒引当金を控除しています。

注2：貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金4,083千円を含めています。

注3：経済事業未収金に対応する個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

③有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。また、延滞債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしています。

⑤経済受託債権

経済受託債権については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。

④経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

貸借対照表計上額

外部出資 2,444,992千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	70,501,341	0	0	0	0	0
貸 出 金	2,495,278	1,244,572	1,015,499	935,731	861,925	7,530,259
有価証券						
満期保有目的の債券	0	0	0	0	1,498,198	2,656,329
その他有価証券の うち満期があるもの	0	0	0	0	1,498,198	1,500,000
うち満期があるもの	0	0	0	0	0	1,156,329
経済事業未収金	1,180,026	0	0	0	0	0
合 計	74,176,647	1,244,572	1,015,499	935,731	2,360,123	10,186,588

注1：貸出金のうち、当座貸越353,348千円については「1年以内」に含めています。

注2：貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等84,311千円は含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞債権等146,410千円は含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	74,019,308	7,251,416	4,455,354	635,205	707,985	0
借入金	24,769	24,769	21,001	19,131	19,131	128,835
経済事業未払金	408,962	0	0	0	0	0
合計	74,453,040	7,276,185	4,476,356	654,336	727,116	128,835

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

注2：貯金のうち、定期積金2,990,598千円については含めていません。

V. 有価証券に関する注記

1. 時価のある有価証券

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	地方債	1,498,643	1,556,510	57,866
	政府保証債	1,499,554	1,553,170	53,615
合計		2,998,198	3,109,680	111,481

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	国債	1,098,672	1,156,329	57,656
	合計	1,098,672	1,156,329	57,656

なお、評価差額から税効果部分を控除した額を純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

VI. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日・企業会計審議会））に基づく、当期における退職給付債務の内容等は以下のとおりです。

2. 退職給付債務及びその内訳

退職給付債務	1,668,741千円
退職給付引当金	541,782千円
特定退職共済制度	1,126,959千円

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用	58,908千円
勤務費用	25,010千円
利息費用	34,689千円
期待運用収益	△14,669千円
数理計算上の差異の費用処理額	13,877千円

なお、勤務費用からは特定退職共済制度への拠出金60,786千円を控除しています。

4. 退職給付債務等の計算基礎

割引率	1.8%
期待運用収益率	1.3%
退職給付見込額の期間配分法	発生給付評価方式に基づき、勤務年数による期間按分方法
数理計算上の差異の処理年数	1年

5. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林漁業共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金22,232千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成23年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、358,018千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	165,785千円
固定資産減損損失	58,456千円
貸倒引当金超過額	26,537千円
賞与引当金超過額	22,155千円
役員退職慰労引当額	9,653千円
その他	9,653千円
繰延税金資産小計	292,242千円
評価性引当額	△87,796千円
繰延税金資産合計（A）	204,445千円
繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に係るみなし配当	△38,731千円
有価証券評価益	△17,643千円
繰延税金負債合計（B）	△56,374千円
繰延税金資産の純額（A） + （B）	148,070千円

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	30.60%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.71%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△3.47%
住民税均等割等	2.40%
評価性引当額の増減	0.36%
その他	△6.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.57%

◆剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	22年度	23年度
1. 当期末処分剰余金	114,393	129,070
2. 剰余金処分数額	108,426	122,243
(1) 利益準備金への繰入	19,000	23,000
(2) 任意積立金の積立	60,000	70,000
施設・整備改善積立金(目的積立金)	40,000	50,000
遊休資産等整備積立金(目的積立金)	5,000	0
情報システム基盤強化積立金(目的積立金)	5,000	10,000
特別積立金	10,000	10,000
(3) 出資に対する配当金	29,426	29,243
(4) 事業分量配当金	0	0
うち回転出資金への出資	0	0
3. 次期繰越剰余金	5,967	6,826

目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

平成22年

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期の積立額
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	4億円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支所・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取得したとき	213,800千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	1億円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	62,964千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	1億円	①基幹・情報系の電算システムを取得したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	65,525千円

平成23年

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期の積立額
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	4億円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支所・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取得したとき	263,800千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	1億円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	62,964千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	1億円	①基幹・情報系の電算システムを取得したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	73,583千円

○ 平成23年度貸借対照表の注記・損益計算書の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法（施行規則第126条第1項第1号）

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券	償却原価法（定額法あるいは利息法）
その他有価証券 （時価のあるもの）	期末日の市場価額等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
その他有価証券 （時価のないもの）	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。

種類	評価基準及び評価方法
購買品	売価還元法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）
印紙、証紙	個別法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法（施行規則第126条第1項第2号）

(1) 有形固定資産

①建物

- a) 平成10年3月31日以前に取得したもの……………旧定率法
- b) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの…旧定額法
- c) 平成19年4月1日以後に取得したもの……………定額法

②建物以外

- a) 平成19年3月31日までに取得したもの……………旧定率法
- b) 平成19年4月1日以後に取得したもの……………定率法

耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

(2) 無形固定資産……………定額法

自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

3. 引当金の計上基準（施行規則第126条第1項第5号）

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定基準及び経理規程に基づき、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）については、それぞれ過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額と税法繰入限度額のいずれか多い金額を計上しています。なお、この基準に基づき、当期は租税特別措置法第57条の10により算定した金額を計上しています。

破綻懸念先債権のうち3,000万円以上の債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引当てています。また、3,000万円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき算出した金額を計上しています。

実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から、早期処分を前提とした担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引当てています。

なお、すべての自己査定は、資産査定基準に基づき、資産査定部署が実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対する賞与支給に充てるため、当期に発生していると認められる額を支給見込額基準により算定し、計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（及び年金資産）の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時に費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金引当規程に基づく期末要支給額を計上しています。

4. リース取引の処理方法（施行規則第126条第1項第7号）

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、平成20年3月末以前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法（施行規則第126条第1項第9号）

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記（施行規則第126条の2）

（棚卸資産の評価における収益性低下に伴う簿価切り下げ方法の変更）

当組合の棚卸資産の評価における収益性低下に伴う簿価切り下げ方法は、従来、切放法によっておりました。しかし、収益性低下の要因は、物理的な劣化や経済的な劣化ではなく時期的な要因によるものが多く、売価が反騰することもあり、より適切に実態を表すために当事業年度から洗替法に変更しました。

なお、当該会計方針の変更による金額的な重要性は低いと考えられるため遡及修正は行っておりません。

III. 貸借対照表に関する注記

（追加情報）

当事業年度期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しています。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当事業年度より、「貸倒引当金戻入益」は各事業費用の控除とする方法に変更しており、「償却債権取立益」は事業外収益に計上する方法に変更しております。

1. 固定資産の圧縮記帳額（施行規則第127条第1項第2号）

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は4,593,449千円であり、その内訳は次のとおりです。

（種類）	建 物	（圧縮記帳累計額）	1,347,798千円
（種類）	建物付 属 設 備	（圧縮記帳累計額）	71,845千円
（種類）	構 築 物	（圧縮記帳累計額）	288,043千円
（種類）	機 械 装 置	（圧縮記帳累計額）	2,793,838千円
（種類）	車 輛 運 搬 機	（圧縮記帳累計額）	5,388千円
（種類）	器 具 備 品	（圧縮記帳累計額）	79,980千円
（種類）	土 地	（圧縮記帳累計額）	1,069千円
（種類）	無 形 固 定 資 産	（圧縮記帳累計額）	5,484千円

2. リース契約により使用する重要な固定資産（施行規則第127条第1項第4号）

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リースにより使用している重要な固定資産（平成20年3月31日以前契約締結のもの）として以下のものがあります。

①リースで使用している資産

（種類）	機 械 装 置	4台
（種類）	工 具 器 具 備 品	18台
（種類）	無 形 固 定 資 産	3台
（種類）	車 両 運 搬 具	10台

②リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額及び期末残高相当額

(単位：千円)

種 類	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 装 置	7,716	6,991	724
工 具 器 具 備 品	23,914	22,264	1,650
無 形 固 定 資 産	2,554	2,031	522
車 両 運 搬 具	16,693	15,611	1,081
合 計	50,878	46,899	3,979

③期末における未経過リース料相当額

一年以内	5,547千円
一年超	501千円
計	6,048千円

④支払リース料、減価償却相当額および支払利息相当額

支払リース料	3,135千円
支払利息相当額	679千円
減価償却相当額	6,499千円

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法によっています。

⑥利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっています。

3. 役員に対する金銭債権債務（施行規則第127条第1項第11号・第12号）

・理事及び監事に対する金銭債権の総額	(金額)	16,718千円
・理事及び監事に対する金銭債務の総額	(金額)	0千円

4. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳（施行規則第127条第3項第1号イ）

貸出金のうち、リスク管理債権に該当する金額は261,631千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

種類	残高
破綻先債権	8,997
延滞債権	244,674
3ヵ月以上延滞債権	0
貸出条件緩和債権	7,959
合計	261,631

注1：破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

注2：延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、注1に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものをいう。

注3：3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金（注1及び注2に掲げるものを除く）をいう。

注4：貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（注1から注3までに掲げるものを除く。）をいう。

5. 事業用土地の再評価（施行規則第127条第3項第1号ロ）

「土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき事業用土地の再評価を行っています。再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

再評価の方法及び再評価の年月日は以下のとおりとなります。

- ・再評価の方法……………固定資産税評価額に基づく再評価
- ・再評価の年月日……………平成11年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の今期決算における時価の合計額が
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額との合計額を下回る金額……………1,168,478千円

IV. 損益計算書に関する注記

1. 固定資産の減損会計（施行規則第128条第1項第2号）

当期において、以下の固定資産および固定資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	その他
みやま市瀬高町小川41	給 油 所	器具備品及び土地等	瀬高給油所
みやま市山川町立山964	給 油 所	構築物及び機械装置	山川給油所
みやま市高田町濃施528-1	給 油 所	器具備品及び土地等	高田給油所
みやま市高田町濃施21-1	直 売 所	器具備品及び建物等	花野果館
みやま市瀬高町小川43	車両整備工場	器具備品及び土地等	瀬高車両
みやま市瀬高町小川43	農機整備工場	器具備品及び土地	瀬高農機
みやま市瀬高町濱田111-4	遊 休	土 地	なす育苗所跡地
大牟田市大字櫛野2770-1	遊 休	土 地	
大牟田市大字吉野1464-9	遊 休	土 地	LPG保管庫
大牟田市藤田町473-2	遊 休	土 地	LPG保管庫
大牟田市大字今山2153	遊 休	構築物及び土地	LPG保管庫
大牟田市大字田隈11-13	遊 休	建物及び土地	LPG保管庫

当組合は、事業等関連施設については管理会計の単位であり、キャッシュフローを生み出す最小の単位である支所・事業所を基本にグルーピングしております。営農関連施設及び本所等については、JA全体の共用資産としております。遊休資産については、個々の場所単位に算定しています。

事業損益の悪化が見られ、業績の回復が見込まれない給油所、直売所、車両、農機センター、および現状遊休資産となっており将来の使用見込みが無く、時価の著しい下落が見られた資産については、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失（24,864千円）として特別損失に計上しました。その内訳は、以下のとおりです。

また、資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、時価は、固定資産税評価額をもとに算定しています。

（単位：千円）

場 所	種 類	減損金額
みやま市瀬高町小川41	機械装置	349
	器具備品	382
	土地	485
	計	1,218
みやま市山川町立山964	構築物	321
	機械装置	173
	計	494
みやま市高田町濃施528-1	建物付属設備	1,555
	構築物	774
	機械装置	317
	器具備品	4,516
	土地	3,283
	計	10,448
みやま市高田町濃施21-1	建物	220
	建物付属設備	150
	構築物	168
	器具備品	413
	計	953

(単位：千円)

場 所	種 類	減損金額
みやま市瀬高町小川43	建物	24
	機械装置	50
	器具備品	1,254
	土地	2,144
	計	3,474
みやま市瀬高町小川43	器具備品	71
	土地	2,151
	計	2,223
みやま市瀬高町濱田111-4	土地	4,268
大牟田市大字櫛野2770-1	土地	173
大牟田市大字吉野1464-9	土地	37
大牟田市藤田町473-2	土地	212
大牟田市大字今山2153	構築物	14
	土地	966
	計	980
大牟田市大字田隈11-13	建物	1
	土地	379
	計	380
合計		24,864

2. 棚卸資産に係る収益性の低下による簿価切下げ額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、69千円の購買品評価損が含まれています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項（施行規則128条の2第1項1号）

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域の利用者・団体などへ貸付け、残った余裕金を福岡県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、制度資金にかかる転貸資金として、日本政策金融公庫等から借入れたものです。

経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査保全課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金について資産査定基準に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクにかかる定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預金」、「貸出金」、「有価証券」のうちその他有価証券に分類している債券、「貯金」及び「借入金」です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.3%上昇したものと想定した場合には、経済価値が27百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項（施行規則128条の2第1項2号）

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	71,295,716	71,132,574	△163,142
有価証券	4,776,312	4,936,390	160,077
満期保有目的の債券	2,998,597	3,158,675	160,077
其他有価証券	1,777,715	1,777,715	—
貸出金	13,129,481		
貸倒引当金	△39,962		
貸倒引当金控除後	13,089,518	13,630,310	540,791
経済事業未収金	1,183,653		
貸倒引当金	△86,116		
貸倒引当金控除後	1,097,536	1,097,536	—
経済受託債権	715,055	715,055	—
資産計	90,974,140	91,511,867	537,726
貯金	89,922,197	89,768,492	△153,705
借入金	221,491	215,308	△6,183
経済事業未収金	332,958	332,958	—
経済受託債務	1,285,781	1,285,781	—
負債計	91,762,427	91,602,539	△159,888

注1：貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

注2：貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金2,939千円を含めています。

注3：経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。また、延滞の生じている債権等については帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価とみなしています。

⑤経済受託債権

経済受託債権については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・SWAPレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、帳簿価額を時価とみなしています。

④経済受託債務

経済受託債務については、農産物の最終精算が行われるまでの一時的な勘定であるため、帳簿価額を時価とみなしています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりです。

貸借対照表計上額

外部出資 2,407,749千円

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	71,295,716	0	0	0	0	0
有価証券	0	0	0	1,498,597	0	3,277,715
満期保有目的の債券	0	0	0	1,498,597	0	1,500,000
その他有価証券のうち満期があるもの	0	0	0	0	0	1,777,715
貸出金	2,256,921	1,067,663	976,650	889,811	825,835	6,939,483
経済事業未収金	1,041,569	0	0	0	0	0
合計	74,594,207	1,067,663	976,650	2,388,409	825,835	10,217,198

注1：貸出金のうち、当座貸越340,414千円については「1年以内」に含めています。

注2：貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等170,176千円は償還の予定が見込まれていないため含めていません。

注3：経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権等142,083千円は償還予定が見込まれないため含まれていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	76,841,362	6,503,835	4,734,981	722,781	1,119,236	0
借入金	25,727	21,959	20,089	20,089	18,189	115,435
経済事業未払金	332,958	0	0	0	0	0
合計	77,200,048	6,525,794	4,755,070	742,871	1,137,425	11,543

注1：貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めて開示しています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 時価のある有価証券（施行規則第129条第1項第1号）

有価証券の時価・評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	時価	評価差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	1,498,942	1,574,955	76,012
	政府保証債	1,499,655	1,583,720	84,064
	小計	2,998,597	3,158,675	160,077
合計		2,998,597	3,158,675	160,077

(2) その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

		取得価額 (償却原価)	貸借対照表計上額 (時価)	評価差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	国債	1,498,019	1,578,763	80,743
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	地方債	200,000	198,952	△1,048
合計		1,698,019	1,777,715	79,695

なお、評価差額から税効果部分を控除した額を純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

VII. 退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度（施行規則第130条第1項第1号）

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度に加え福岡県農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（平成10年6月16日・企業会計審議会））に基づく、当期における退職給付債務の内容等は以下のとおりです。

2. 退職給付債務及びその内訳（施行規則第130条第1項第2号）

退職給付債務	1,613,231千円
退職給付引当金	563,819千円
特定退職共済制度	1,049,411千円

3. 退職給付費用の内訳（施行規則第130条第1項第3号）

退職給付費用	69,366千円
勤務費用	27,263千円
利息費用	31,380千円
期待運用収益	△14,086千円
数理計算上の差異の費用処理額	24,808千円

なお、勤務費用からは特定退職共済制度への拠出金58,657千円を控除しています。

4. 退職給付債務等の計算基礎（施行規則第130条第1項第4号）

割引率	1.6%
期待運用収益率	1.25%
退職給付見込額の期間配分法	発生給付評価方式に基づき、勤務年数による期間按分方法
数理計算上の差異の処理年数	1年

5. 特例業務負担金の将来見込額（施行規則第130条第2項）

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、農林漁業団体職員共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金21,392千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成24年3月末現在における平成44年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、331,587千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳（施行規則第131条第1項第1号）

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金超過額	154,263千円
減損損失（減価償却）	27,591千円
減損損失（土地）	21,362千円
貸倒引当金繰入超過額	20,897千円
賞与引当金超過額	19,699千円
その他	23,589千円
繰延税金資産小計	267,403千円
評価性引当額	△77,906千円
繰延税金資産合計（A）	189,496千円

繰延税金負債	
全農とふくれんの合併に伴うみなし配当	△34,427千円
有価証券評価差益	△21,677千円
繰延税金負債合計（B）	△56,104千円

繰延税金資産の純額（A）＋（B）	133,391千円
------------------	-----------

繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した残高を繰延税金資産として、貸借対照表に表示しています。

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因（施行規則第131条第1項第2号）

法定実効税率	30.60%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.09%
受取出資配当等永久に益金に算入されない項目	△3.70%
住民税均等割等	1.31%
評価性引当金の増減	△0.12%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	12.02%
その他	△5.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.14%

3. 繰延税金資産の計算に使用した法定実効率の変更（施行規則第131条第1項第3号）

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布されました。平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が引き下げられ、また、平成27年3月31日までの期間（指定期間）に開始する事業年度については、復興特別法人税が課されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の30.6%から、指定期間内に開始する事業年度については29%、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については27.2%に変更されました。

その結果、繰延税金資産が13,419千円、再評価に係る繰延税金負債が79,171千円それぞれ減少し、土地再評価差額金が79,171千円、その他有価証券評価差額金が2,709千円それぞれ増加し、法人税等調整額が16,129千円増加しています。

◆剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	22年度	23年度
1. 当期末処分剰余金	129,070	233,965
2. 剰余金処分額	122,243	229,675
(1) 利益準備金への繰入	23,000	20,000
(2) 任意積立金の積立	70,000	200,000
施設・整備改善積立金(目的積立金)	50,000	140,000
情報システム基盤強化積立金(目的積立金)	10,000	10,000
会計基準変更対応積立金(目的積立金)	—	40,000
特別積立金	10,000	10,000
(3) 出資に対する配当金	29,243	9,675
3. 次期繰越剰余金	6,826	4,289

目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準

平成22年

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期の積立額
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	4億円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支所・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取得したとき	263,800千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	1億円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	62,964千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	1億円	①基幹・情報系の電算システムを取得したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	73,583千円

平成23年

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	当期の積立額
施設・整備改善積立金	中長期的に予定する施設・設備等の取得のため	4億円	①施設の老朽化に伴う建替・更新等があったとき ②支所・事業所等の老朽化に伴う建替等により建物等を取得したとき	303,800千円
遊休資産等整備積立金	遊休資産の整備等に備えるため	1億円	①遊休資産の解体・整地等を行ったとき ②施設の遊休化に伴い解体等を行ったとき	62,964千円
情報システム基盤強化積立金	J A内のOA機器や通信機器等の更新・充実のため	1億円	①基幹・情報系の電算システムを取得したとき ②通信機器等を更新したとき ③情報セキュリティ強化のための機器等を設置したとき	38,483千円
会計基準変更対応積立金	会計基準変更に伴う経営への影響カバーのため	1億円	①会計基準の見直しがあったとき	40,000千円

2. 財務諸表の正確性等にかかる確認



私は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。

○業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

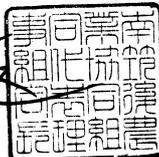
○業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

○重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成24年7月

南筑後農業協同組合

代表理事組合長

徳永重遠 

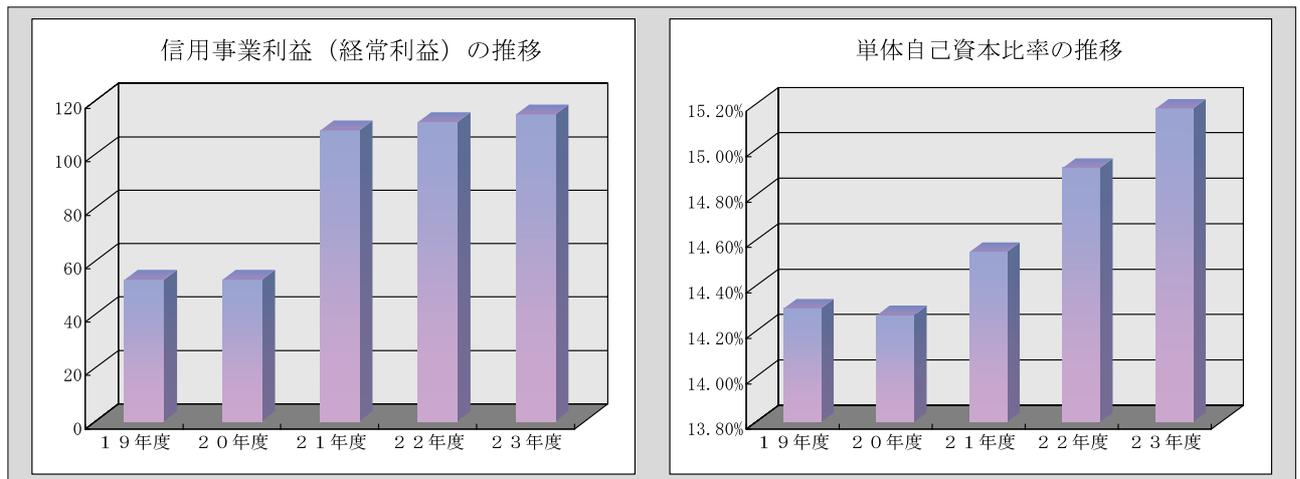
3. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
経常収益（事業収益）	16,071	7,656	7,214	7,087	6,806
信用事業収益	922	1,008	942	853	817
共済事業収益	702	675	659	664	661
農業関連事業収益	11,859	3,549	3,411	3,334	3,139
その他事業収益	2,587	2,422	2,201	2,234	2,189
経常利益	154	138	177	181	159
当期剰余金	133	130	92	113	77
出資金	2,018	2,006	1,975	1,961	1,945
（出資口数）	(2,018,521)	(2,006,970)	(1,975,232)	(1,961,133)	(1,945,689)
純資産額	5,274	5,375	5,431	5,495	5,626
総資産額	95,717	98,536	99,396	99,886	100,330
貯金等残高	85,780	88,105	89,049	90,059	89,922
貸出金残高	10,599	13,474	14,865	14,167	13,126
有価証券残高	2,996	3,721	4,133	4,154	4,776
剰余金配当金額	29	29	29	29	9
出資配当額	29	29	29	29	9
事業利用分量配当額	0	0	0	0	0
職員数	371	367	362	360	351
単体自己資本比率	14.30%	14.27%	14.55%	14.92%	15.18%

(注) 1. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に該当するものです。

2. 自己資本比率については、18年度より新たな基準に基づき算出しています。



4. 利益総括表

(単位：百万円)

項目	22年度	23年度
資金運用収支	725	724
役務取引等収支	14	13
その他信用事業収支	△79	△62
信用事業粗利益	660	675
信用事業粗利益率	0.745%	0.758%
事業粗利益	2,354	2,322
事業粗利益率	2.366%	2.331%

(注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益率＝事業粗利益／総資産（債務保証見返りを除く）平均残高×100

5. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	22年度			23年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	88,342	760	0.860	88,857	715	0.805
うち預金	69,540	400	0.575	70,561	367	0.521
うち有価証券	4,099	64	1.568	4,360	68	1.579
うち貸出金	14,702	295	2.009	13,935	278	1.999
資金調達勘定	89,964	103	0.115	90,318	60	0.066
うち貯金・定期積金	89,687	102	0.113	90,071	59	0.065
うち借入金	276	1	0.552	247	1	0.506
総資金利ざや	—	—	0.297	—	—	0.289

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価率(資金調達利回り+経費率)
 2. 経費率=信用部門の事業管理費/資金調達勘定(貯金・定期積立金+借入金)平均残高

6. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	22年度増減額	23年度増減額
受取利息	△96	△44
うち貸出金	0	△16
うち有価証券	2	4
うち預金	△98	△32
支払利息	△71	△43
うち貯金・定期積金	△71	△43
うち譲渡性貯金	0	0
うち借入金	0	0
差 引	△25	△1

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連(又は農林中金)からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

7. 自己資本の充実の状況

以下で使用している用語については、55ページの「自己資本比率の算定に関する用語解説一覧」をご参照下さい。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	22年度	23年度
基本的項目 (A)	3,879	3,938
出資金 (うち後配出資金)	1,961 (0)	1,945 (0)
回転出資金	0	0
再評価積立金	0	0
資本準備金	0	0
利益準備金	1,009	1,032
任意積立金	819	744
次期繰越剰余金	99	224
処分未済持分	△10	△8
その他有価証券の評価差損	-	-
営業権相当額	0	0
企業結合により計上される無形固定資産相当額	0	0
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	0	0
補完的項目 (B)	1,070	1,063
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額	1,017	1,014
一般貸倒引当金	53	49
負債性資本調達手段等	0	0
負債性資本調達手段	0	0
期限付劣後債務	0	0
補完的項目不算入額	0	0
自己資本総額 (C) = (A) + (B)	4,950	5,001
控除項目 (D)	0	0
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	0	0
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	0	0
期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	0	0
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	0	0
基本的項目からの控除分を除く自己資本控除とされる証券化エクスポージャー (ファンドのうち裏付資産を把握できない資産を含む) 及び信用補完機能を持つI/Oストリップス (告示第223条を準用する場合を含む)	0	0
控除項目不算入額	0	0
自己資本額 (E) = (C) - (D)	4,950	5,001
リスク・アセット等計 (F)	33,166	32,930
資産 (オン・バランス) 項目	28,833	28,628
オフ・バランス取引項目	0	0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	4,333	4,301
基本的項目比率 (A)/(F)	11.69%	11.95%
自己資本比率 (E)/(F)	14.92%	15.18%

(注) 1. 当組合は、信用リスク・アセットの算出にあたっては標準的手法、信用リスク削減手法の適用にあたっては簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

2. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

◆自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
基本的項目（Tire I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tire II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある2以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築越コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つI/O ストリップス	信用補完機能を持つI/O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
上下200ベースポイントの平行移動	金利リスクの算出において、市場金利が一律2%（0.01%が1ベースポイント）上昇あるいは低下した場合の現在価値の変化額を算出する方法のことです。
1パーセンタイル値・99パーセンタイル値	金利リスク量の算出において、期間ごとの金利の1年前との変化幅のデータを最低5年分集め、小さい方から大きい方へ並べて、データ数の1%目もしくは99%目の値を変化幅として使用するの方法のことです。
アウトライヤー基準	金融機関が保有する金利リスク量が自己資本（基本的項目と補完的項目）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる場合にアウトライヤーとし、当局が早期警戒制度の枠組みの中でモニタリングを行います。

◆自己資本の充実度に関する事項

◇信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	22年度			23年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 $b=a \times 4\%$	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要 自己資本額 $b=a \times 4\%$
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	1,101	0	0	1,500	0	0
我が国の地方公共団体 向け	6,017	0	0	5,510	0	0
地方公共団体金融機構 向け	500	0	0	500	0	0
我が国の政府関係機関 向け	1,000	0	0	1,000	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金 融商品取引業者向け	71,870	15,455	618	72,657	15,613	624,523
法人等向け	798	778	31	533	532	21
中小企業及び個人向け	1,092	594	23	939	491	19
抵当権付住宅ローン	62	21	0	57	18	0
不動産取得等事業向け	20	19	0	14	12	0
3月以上延滞等	538	646	25	475	582	23
信用保証協会等保証付	5,803	565	22	5,954	580	23
共済約款貸付	8	0	0	10	0	0
出資等	2,452	2,444	97	2,407	2,407	96
複数の資産を裏付とする 資産（所謂ファンド） のうち、個々の資産の 把握が困難な資産	0	0	0	0	0	0
証券化	0	0	0	0	0	0
上記以外	8,712	8,305	332	8,817	8,389	335
合計	99,978	28,833	1,153	100,379	28,628	1,145

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◇オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び基礎的手法の額

(単位：百万円)

22年度		23年度	
オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除し て得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除し て得た額 a	所要自己資本額 $b=a \times 4\%$
4,333	173	4,301	172

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、当JAでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

◇所要自己資本額

(単位：百万円)

22年度		23年度	
リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等 (分母) 合計 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
33,166	1,326	32,930	1,317

◆信用リスクに関する事項

◇標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。

また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシス [®] (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー(長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー(短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

◇信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	22年度			23年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
信用リスク 期末残高	99,978	14,206	4,106	100,379	13,164	4,706
信用リスク 平均残高	88,270	14,712	4,096	88,797	13,945	4,369

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの地域別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	22年度			23年度		
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			信用リスクに関するエクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
国 内	99,978	14,206	4,106	100,379	13,164	4,706
国 外	0	0	0	0	0	0
合 計	99,978	14,206	4,106	100,379	13,164	4,706

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

		22年度			23年度		
		信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
			うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
法人	農業	959	959	0	704	704	0
	林業	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	3	3	0	0	0	0
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	1,000	0	1,000	1,000	0	1,000
	金融・保険業	72,376	1,352	500	73,163	1,352	500
	卸売・小売・飲食・ サービス業	13	13	0	12	12	0
	日本国政府・ 地方公共団体	7,119	4,513	2,605	7,026	3,820	3,205
	その他	2,472	20	0	2,417	9	0
	個人	7,524	7,343	0	7,439	7,264	0
その他	8,508	0	0	8,615	0	0	
合計	99,978	14,206	4,106	100,379	13,164	4,706	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。
2. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

◇信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	22年度			23年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高			信用リスクに関する エクスポージャーの残高		
		うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券
1年以下	70,945	1,026	0	72,230	925	0
1年超3年以下	1,331	731	0	492	492	0
3年超5年以下	2,152	650	1,502	2,304	802	1,502
5年超7年以下	1,361	1,161	200	3,026	2,325	701
7年超10年以下	5,272	2,868	2,404	4,102	2,199	1,902
10年超	7,343	7,343	0	6,586	5,986	599
期限の定めのないもの	11,573	425	0	11,636	432	0
合計	99,978	14,206	4,106	100,379	13,164	4,706

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

◇3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の地域別の内訳

(単位：百万円)

	22年度	23年度
国内	538	475
国外	0	0
合計	538	475

(注) 1. 「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

◇ 3月以上延滞エクスポージャーの期末残高の業種別の内訳

(単位：百万円)

		22年度	23年度
法人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	1	2
個人		536	473
合計		538	475

(注) 1. 「3月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのほか、及び外部格付・カントリーリスク・スコアによってリスク・ウエイトが150%となったエクスポージャーを含めています。

◇ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区分	22年度					23年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	55	53	—	55	53	53	49	—	53	49
個別貸倒引当金	104	86	23	80	86	86	76	0	86	76
国内	104	86	23	80	86	86	76	0	86	76
国外	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人	農業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設・不動産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人	104	86	23	80	86	86	76	0	86	76

◇貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		22年度	23年度
法 人	農業	0	0
	林業	0	0
	水産業	0	0
	製造業	0	0
	鉱業	0	0
	建設・不動産業	0	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	運輸・通信業	0	0
	金融・保険業	0	0
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0
	日本国政府・地方公共団体	0	0
	その他	0	0
	個人	0	0
合 計		0	0

◇信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

		22年度			23年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウェイト 0%	0	9,487	9,487	0	9,372	9,372
	リスク・ウェイト 10%	0	5,656	5,656	0	5,809	5,809
	リスク・ウェイト 20%	0	70,524	70,524	0	71,311	71,311
	リスク・ウェイト 35%	0	61	61	0	53	53
	リスク・ウェイト 50%	0	88	88	0	87	87
	リスク・ウェイト 75%	0	775	775	0	637	637
	リスク・ウェイト100%	0	12,975	12,975	0	12,727	12,727
	リスク・ウェイト150%	0	409	409	0	379	379
	その他	0	0	0	0	0	0
自己資本控除額		0	0	0	0	0	0
計		0	99,978	99,978	0	100,379	100,379

◆信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

◇信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	22年度		23年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	0	500	0	500
我が国の政府関係機関向け	0	1,000	0	1,000
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関向け及び 第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0
法人等向け	0	0	0	0
中小企業等向け及び個人向け	52	26	51	26
抵当権住宅ローン	0	0	0	0
不動産取得等事業向け	0	0	0	0
3月以上延滞等	2	0	1	0
証券化	0	0	0	0
その他	64	0	12	0
合 計	116	1,526	65	1,527

(注) 1. 「3月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

2. 「その他」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

◆派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◇出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	22年度		23年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	0	0	0	0
非上場	2,444	2,444	2,407	2,407
合計	2,444	2,444	2,407	2,407

(注) 1.「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◇出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

◇貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

(単位：百万円)

	22年度		23年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	0	0	0	0
非上場	40	0	58	0
合計	40	0	58	0

◇貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

◆金利リスクに関する事項

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスク量を見るものです。当組合では、市場金利が上下に2%変動した時に受ける金利リスク量を算出することとしています。

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当組合では、普通貯金等の額の50%相当額を0～5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。

金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（△）

◇金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

(単位：百万円)

	22年度	23年度
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	510	472

Ⅷ. 直近2事業年度における事業の実績

1. 信用事業

◆貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	22年度		23年度		増 減
流動性貯金	32,161	(35.9)	33,023	(36.7)	861
定期性貯金	57,398	(64.0)	56,880	(63.1)	△517
その他の貯金	127	(0.1)	166	(0.2)	39
小 計	89,687	(100.0)	90,071	(100.0)	383
譲渡性貯金	0	(0.0)	0	(0.0)	0
合 計	89,687	(100.0)	90,071	(100.0)	383

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	22年度		23年度		増 減
定期貯金	54,375	(94.79)	53,467	(94.90)	△908
うち固定自由金利定期	54,371	(94.78)	53,465	(94.89)	△906
うち変動自由金利定期	4	(0.01)	2	(0.01)	△2
定期積金	2,990	(5.21)	2,875	(5.10)	△115

(注) 1. 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

2. 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

3. () 内は構成比です。

◆貸出金に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	22年度	23年度	増 減
手形貸付	738	672	△65
証書貸付	12,232	11,554	△678
当座貸越	379	356	△22
割引手形	0	0	0
金融機関貸付	1,352	1,352	0
合 計	14,702	13,935	△767

②貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

種 類	22年度		23年度		増 減
固定金利貸出	11,647	(82.2)	10,650	(81.1)	△996
変動金利貸出	2,120	(15.0)	2,094	(16.0)	△26
その他	399	(2.8)	382	(2.9)	△17
合 計	14,167	(100.0)	13,126	(100.0)	△1,041

(注) 1. () 内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	22年度	23年度	増 減
貯金・定期積金等	310	300	△10
有価証券	0	0	0
動産	0	0	0
不動産	422	343	△79
その他担保物	991	702	△288
小 計	1,725	1,346	△378
農業信用基金協会保証	5,794	5,946	152
その他保証	157	144	△12
小 計	5,952	6,091	139
信用	6,490	5,688	△802
合 計	14,167	13,126	△1,041

④債務保証見返額の担保別内訳
該当する取引はありません。

⑤貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	2 2 年度		2 3 年度		増 減
設備資金	13,068	(92.2)	12,188	(92.9)	△880
運転資金	1,099	(7.8)	938	(7.1)	△160
合 計	14,167	(100.0)	13,126	(100.0)	△1,041

⑥貸出金の業種別残高

(単位：百万円)

種 類	2 2 年度		2 3 年度		増 減
農業	626	(4.42)	600	(4.57)	△26
林業	0	(0.00)	0	(0.00)	0
水産業	8	(0.06)	18	(0.14)	10
製造業	514	(3.63)	489	(3.73)	△25
鉱業	1	(0.01)	1	(0.01)	0
建設業	117	(0.83)	110	(0.84)	△7
電気・ガス・熱供給・水道業	24	(0.17)	22	(0.17)	△2
運輸・通信業	79	(0.56)	117	(0.89)	38
卸売・小売・飲食業	65	(0.46)	61	(0.46)	△4
金融・保険業	1,390	(9.82)	1,386	(10.57)	△4
不動産業	36	(0.26)	35	(0.27)	△1
サービス業	1,140	(8.05)	930	(7.09)	△210
地方公共団体	4,494	(31.72)	3,786	(28.85)	△708
その他	5,667	(40.01)	5,565	(42.41)	△102
合 計	14,167	(100.00)	13,126	(100.00)	△1,041

(注) 1. () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

(ア)営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2 2 年度	2 3 年度	増 減
農業	1,474	1,366	△107
穀作	125	106	△18
野菜・園芸	138	135	△2
果樹・樹園農業	20	17	△2
工芸作物	0	0	0
養豚・肉牛・酪農	2	6	4
養鶏・養卵	0	0	0
養蚕	0	0	0
その他農業	1,188	1,101	△87
農業関連団体等	0	0	0
合 計	1,474	1,366	△107

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者が含まれます。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)の小会社等が含まれています。

(イ)資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	22年度	23年度	増 減
プロパー資金	861	755	△106
農業制度資金	613	611	△2
農業近代化資金	342	349	7
その他制度資金	270	262	△8
合 計	1,474	1,366	△107

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融通しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	22年度	23年度	増 減
日本政策金融公庫資金	0	0	0
その他	0	0	0
合 計	0	0	0

- (注) 1. 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

⑧リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

	22年度	23年度	増 減
破綻先債権額	10	8	△2
延滞債権額	264	244	△20
3ヶ月以上延滞債権	0	0	0
貸出条件緩和債権額	0	7	7
合 計	274	261	△13

- (注) 1. 破綻先債権
 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸出金償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
 2. 延滞債権
 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
 3. 3ヶ月以上延滞債権
 元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
 4. 貸出条件緩和債権
 債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	161	129	0	32	161
危険債権	120	106	3	10	120
要管理債権	7	7	0	0	7
小 計	290	243	3	43	290
正常債権	12,870				
合 計	13,160				

(注)上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 破産更正債権およびこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権
- 要管理債権
3ヶ月以上延滞貸出債権および条件緩和債権
- 正常債権
上記以外の債権

⑩元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	22年度					23年度				
	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	55	53		55	53	53	49		53	49
個別貸倒引当金	104	86	23	80	86	86	76	0	86	76
合 計	159	140	23	135	140	140	126	0	140	126

⑫貸出金償却の額

(単位：百万円)

	22年度	23年度	増 減
貸出金償却額	0	0	0

◆為替

①内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		22年度		23年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件数	10,323	106,278	6,409	40,784
	金額	7,779	18,036	3,733	7,608
代金取立為替	件数	0	2	0	1
	金額	0	0	0	2
雑為替	件数	576	144	206	44
	金額	117	12	15	1
合 計	件数	10,899	106,424	6,615	40,829
	金額	7,896	18,049	3,748	7,612

◆有価証券に関する指標

①種別別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	22年度	23年度	増 減
国債	1,101	1,294	192
地方債	1,498	1,566	68
政府保証債	1,499	1,499	0
合 計	4,099	4,360	261

(注)1. 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
22年度								
国債	0	0	0	0	1,156	0	0	1,156
地方債	0	0	998	0	500	0	0	1,498
政府保証債	0	0	499	0	1,000	0	0	1,499
23年度								
国債	0	0	0	751	423	404	0	1,578
地方債	0	0	1,043	0	531	199	0	1,773
政府保証債	0	0	520	0	1,063	0	0	1,583

◆有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

(単位：百万円)

項 目	22年度			23年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
満期保有目的	2,998	3,109	111	2,998	3,158	160
その他	1,098	1,156	57	1,698	1,777	79
合 計	4,096	4,266	169	4,696	4,935	239

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっております。
 2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しております。
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報等

該当する取引はありません。

③デリバティブ取引等（金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

該当する取引はありません。

IX. 直近2事業年度における事業の状況を示す指標

1. 利益率

(単位：%)

項 目	22年度	23年度	増 減
総資産経常利益率	0.182	0.160	△0.022
資本経常利益率	3.375	2.931	△0.444
総資産当期純利益率	0.113	0.077	△0.036
資本当期純利益率	2.100	1.425	△0.675

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	22年度	23年度
貯 貸 率	期末	15.73
	期中平均	16.39
貯 証 率	期末	4.61
	期中平均	4.57

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

— 本支所・事業所一覧 —

本支所名	住 所	電話番号	F A X 番号
本 所	みやま市瀬高町下庄 7 7 4 - 1	(代)63-8800	63-8818
総務課	〃	(直)63-8802	
あぐりの郷(デイサービスセンター)	みやま市高田町原 1 0 8 0	64-5532	22-3880
管 理 課	〃	(直)63-8801	
(電算室)	〃	(直)63-8810	
信用企画課	〃	(直)63-8804	
共 済 課	〃	(直)63-8803	
(事故相談係)	〃	(直)63-8805	
審査保全課	〃	(直)63-8807	
監 査 課	〃	(直)63-8806	
営農総合センター	みやま市高田町濃施 3 6 2	(代)22-5722	22-5725
営農企画課	〃	(直)22-5972	
農畜産課	〃	(直)22-5984	
園 芸 課	〃	(直)22-6129	
経 済 課	〃	(直)64-5531	
農機車両課	〃	(直)64-5535	
ふれあい生活課	〃	(直)64-5535	
燃 料 課	みやま市高田町濃施 5 2 8 - 1	22-6660	22-6370
花野果館(直売所)	みやま市高田町濃施 2 1 - 1	64-5566	64-5566
金融課	みやま市瀬高町下庄 7 7 4 - 1	63-8808	63-8818
南瀬高支所	みやま市瀬高町太神 1 3 2 5 - 7	63-2241	63-3342
大江支所	みやま市瀬高町大江 1 8 2 - 8	63-6411	63-6658
本郷支所	みやま市瀬高町本郷 7 1 3	63-2240	63-2239
東山支所	みやま市瀬高町長田 3 3 5 1 - 1	63-2111	63-7777
山川支所	みやま市山川町立山 9 6 4	67-1212	67-0167
二川支所	みやま市高田町濃施 3 6 2	22-5721	22-3341
高田東部支所	みやま市高田町田尻 1 5 6 7	22-6350	22-3167
江浦支所	みやま市高田町江浦町 2 0 5 - 1	22-6351	22-2200
開 支 所	みやま市高田町黒崎開 6 8 0 - 1	22-6352	22-2610
銀水支所	大牟田市大字田隈 7 7 2 - 1	56-8900	56-8907
上内支所	大牟田市大字岩本 2 2 0 3	58-0106	58-0170
三池支所	大牟田市大字三池 6 1 3 - 2	56-8901	56-8902
南大牟田支所	大牟田市沖田町 1 3 5 - 1	52-5535	52-5548
玉川支所	大牟田市大字櫟野 1 9 3 9 - 1	56-8637	56-8636
唐岬支所	大牟田市大字唐船 6	52-4536	52-4552

— 事業所一覧 —

事業所	住 所	電話番号	F A X 番号
物流センター	みやま市高田町原 1 0 8 0	64-2200	22-3274
瀬高グリーンセンター	みやま市瀬高町文広 1 5 6 8 - 1	62-4111	63-6424
山川グリーンセンター	みやま市山川町立山 9 6 4	67-1214	67-0168
高田グリーンセンター	みやま市高田町原 1 0 8 0	22-3218	22-3274
大牟田グリーンセンター	大牟田市大字田隈 7 7 2 - 1	56-8915	56-8925
瀬高給油所	みやま市瀬高町小川 4 1	63-2528	63-8343
東山給油所	みやま市瀬高町長田 8 3 0 - 1	62-4528	62-4528
山川給油所	みやま市山川町立山 9 6 4	67-1293	67-1302
高田給油所	みやま市高田町濃施 5 2 8 - 1	22-6355	22-6370
ガスセンター	〃	22-6660	22-6370
瀬高車両	みやま市瀬高町小川 4 3	63-3805	63-2209
瀬高農機	〃	62-3205	63-2209
山川車両	みやま市山川町立山 9 6 4	67-0629	67-0225
山川農機	〃	67-0665	67-0225
高田・大牟田農機	みやま市高田町濃施 5 3 6 - 2	22-6354	22-2581
瀬高カントリー	みやま市瀬高町大江 5 2 0 - 1	62-2356	62-2357
山川ライスセンター	みやま市山川町清水 2 1 4 1	67-0365	67-0365
高田カントリー	みやま市高田町江浦 3 8 0	22-2844	22-2808
大豆センター	みやま市瀬高町下庄 4 4 6 - 1	63-8848	63-8849
瀬高選果場	みやま市瀬高町文広 3 1 3 7 - 1	63-3175	63-5359
東山選果場	みやま市瀬高町長田 3 3 5 1 - 1	63-5566	63-5585
山川選果場	みやま市山川町立山 9 6 4	67-1211	67-1213
高田選果場	みやま市高田町原 1 0 8 0	22-5453	64-2011
大牟田選果場	大牟田市大字田隈 7 9 7 - 1	52-3969	52-1139

J A 綱 領

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑を水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。



みなみ筑後

福岡県みやま市瀬高町下庄774-1

TEL(代) 0944-63-8800 FAX 0944-63-8818

<http://www.minamickg-fk-ja.or.jp/>